

令和 4 年度 第 6 回 廿日市市廃棄物減量等推進審議会 次第

開催日時：令和 4 年 12 月 9 日（金）17：00～

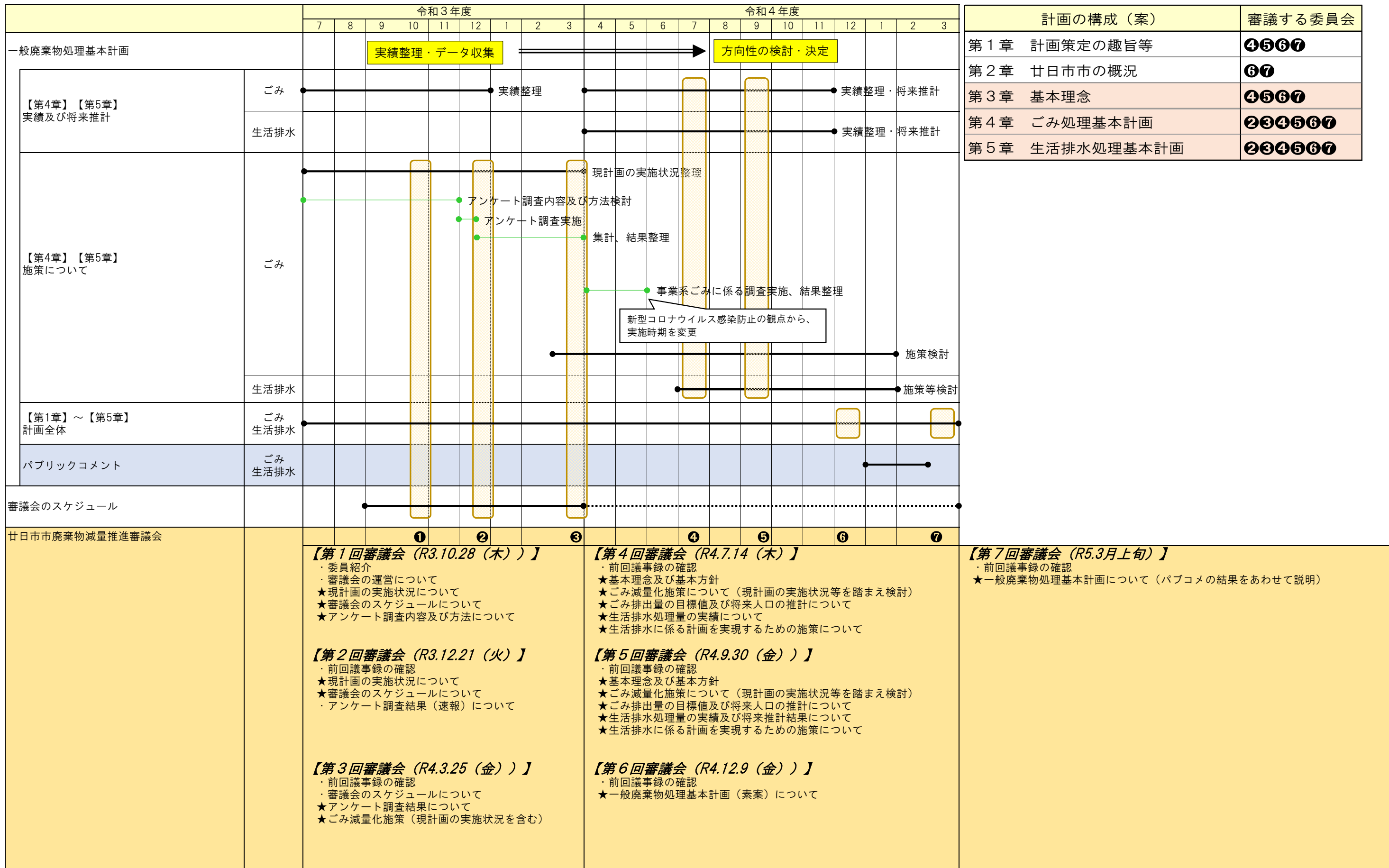
開催場所：はつかいちエネルギーグリーンセンター大会議室

- | | | |
|----|-------------------------------|------|
| 1 | 開会 | |
| 2 | 前回議事録の確認 | 資料 1 |
| 3 | 審議会のスケジュール | 資料 2 |
| 4 | 審議 | |
| 1) | 第 3 次 廿日市市一般廃棄物処理基本計画（素案）について | 資料 3 |
| 5 | その他 | |
| 6 | 閉会 | |

【配布資料】

- | | |
|-----------------------------------|------|
| ○令和 4 年度第 5 回 廿日市市廃棄物減量等推進審議会 議事録 | 資料 1 |
| ○廿日市市廃棄物減量等推進審議会のスケジュールについて | 資料 2 |
| ○第 3 次 廿日市市一般廃棄物処理基本計画 | 資料 3 |

廿日市市廃棄物減量等推進審議会のスケジュールについて



※ ★：審議事項、・：確認、報告等

第3次廿日市市一般廃棄物処理基本計画 (素案)

～ゼロカーボンシティへの挑戦～

令和〇年〇月

廿 日 市 市

目 次

第1章	計画策定の趣旨等	
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画策定の流れ	3
第3節	計画の位置づけ	4
第4節	計画の概要	5
第5節	計画期間	6
第6節	計画の点検、評価、見直し	7
第7節	計画の推進体制	8
第2章	廿日市市の概況	
第1節	位置及び地勢等	9
第2節	人口動態	10
第3節	産業の動向	12
第3章	基本理念	14
第4章	ごみ処理基本計画	
第1節	ごみ処理の現状	15
第2節	前計画の達成状況及び成果等	30
第3節	ごみ処理における課題	33
第4節	基本方針	35
第5節	計画目標	36
第6節	ごみ減量化施策	40
第7節	その他	55
第5章	生活排水処理基本計画	
第1節	生活排水処理の現状	56
第2節	し尿・汚泥処理等の状況	59
第3節	生活排水処理に係る課題	66
第4節	生活排水処理の将来予測	68
第5節	基本方針	70
第6節	生活排水処理における目標	71
第7節	生活排水処理に係る施策	74

第1章 計画策定の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨

廿日市市（以下、「本市」といいます。）では、平成25年3月に「第2次廿日市市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前計画」といいます。）を策定し、一般廃棄物（ごみ、生活排水）における『市民』・『事業者』の役割と『行政』の施策を明らかにし、取組を進めてきました。

また、前計画で定めた各種施策の取組を、市民、事業者、学識経験者及び関係団体で構成する「廿日市市廃棄物減量等推進審議会※」（以下、「審議会」といいます。）に諮問、審議していただき、その答申を踏まえて計画を見直し、次の計画に反映するPDCAサイクルに基づき計画の進捗を管理しています。

前計画の策定以降、社会環境を取巻く状況は、大きく変化しました。

まず、国際的な枠組みとして、平成27年9月の国連サミットで「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」が採択され、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するための目標として掲げられました。特に、気候変動は人類共通の待ったなしの課題であり、日本も総力を挙げて取り組んでいく必要があるとしています。

次に、国は、持続可能な社会づくりとの統合的な取組を定めた「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月）、海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化などの幅広い課題に対応する「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月）、プラスチックの資源循環の取組を促進する「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和4年4月）、国民運動として食品ロスの削減を推進する「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年10月）を施行するなど、循環型社会形成へ向けた動きを加速しています。

また、広島県は、人口減少や高齢化などが予測される社会情勢を見据え、効率的かつ計画的な生活排水処理の整備指針である「広島県污水適正処理構想」を令和2年3月に改訂しています。同構想は、広域的かつ長期的な観点から、広島県全体の適正な污水処理の方向性を整理したものであり、市町は、この構想を踏まえ、污水処理施設の整備事業を実施しています。

さらに、本市は、令和4年6月に令和32（2050）年に温室効果ガスの排出を実質ゼロ（温室効果ガスの排出量から植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロ）を目指す『ゼロカーボンシティ』を宣言したところです。

本市では、こうした変化を踏まえ、一般廃棄物に係る新たな指標となる「第3次廿日市市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定します。

※廿日市市廃棄物減量等審議会：

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7」の定めにより、「廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」及び「廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則」で示される内容に則り、一般廃棄物処理基本計画に係る審議等を行う機関。

【コラム】SDGs とは？

SDGs とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものです。



＜SDGs の掲げる 17 の目標のうち、本計画に関連するもの＞

3 すべての人に健康と福祉を	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進するとともに、化学物質や大気・水質・土壌の汚染を減らしていくことも目指しています。	12 つくる責任 つかう責任	12. つくる責任 つかう責任 一人当たりの廃棄量を減らすこと、化学物質や廃棄物を大気・水・土壌に流れ出すことを食い止めること、3R を促進することを目指す目標です。
4 質の高い教育をみんなに	4. 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することを目指します。	13 気候変動に具体的な対策を	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動がもたらす危険や自然災害に対する備えを強化し、災害に強く、災害から回復する力を高めることを目指す目標です。
6 安全な水とトイレを世界中に	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保するとともに、排水処理を通して水質を管理することも目指しています。	14 海の豊かさを守ろう	14. 海の豊かさを守ろう 人間の活動を改善し、海洋汚染を防ぎ、海の生態系に悪影響を与えないよう、健全で生産的で持続可能な海洋、および生態系の保護と回復を目指すための目標です。
11 住み続けられるまちづくりを	11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にするとともに、災害に強いまちや地域をつくること、大気汚染を防ぎ廃棄物を管理して都市の環境を改善することも目標に含まれます。	17 パートナリシップで目標を達成しよう	17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化することを目指す目標です。

第2節 計画策定の流れ

本計画策定の流れを以下に示します。

本計画の策定にあたっては、審議会を定期的に行き、前計画の実施状況の確認及びアンケート調査等を行った上で本計画の内容を検討し、パブリックコメントを経て策定しました。

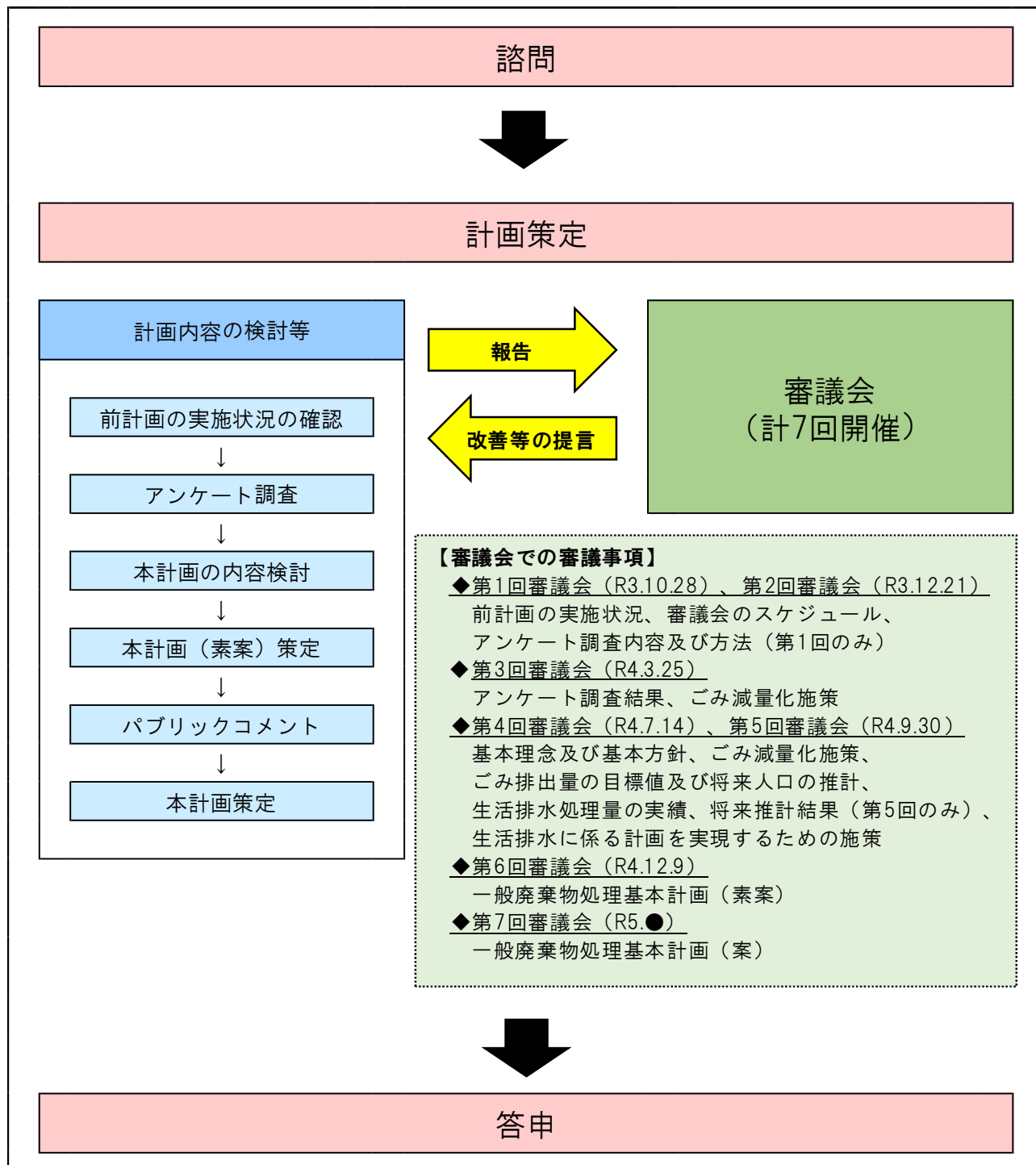


図 1-1 計画策定の流れ

第3節 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、以下に示すとおりです。

本計画は、前述のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に規定される一般廃棄物処理計画であり、本市における各種計画のうち、一般廃棄物（ごみ・生活排水）に関する計画です。

本計画は、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月）」及び「生活排水処理基本計画策定指針（平成2年10月）」（以下、「策定指針」といいます。）や関係法令等に準拠するとともに、国や広島県の廃棄物処理に係る基本方針等を踏まえ策定します。

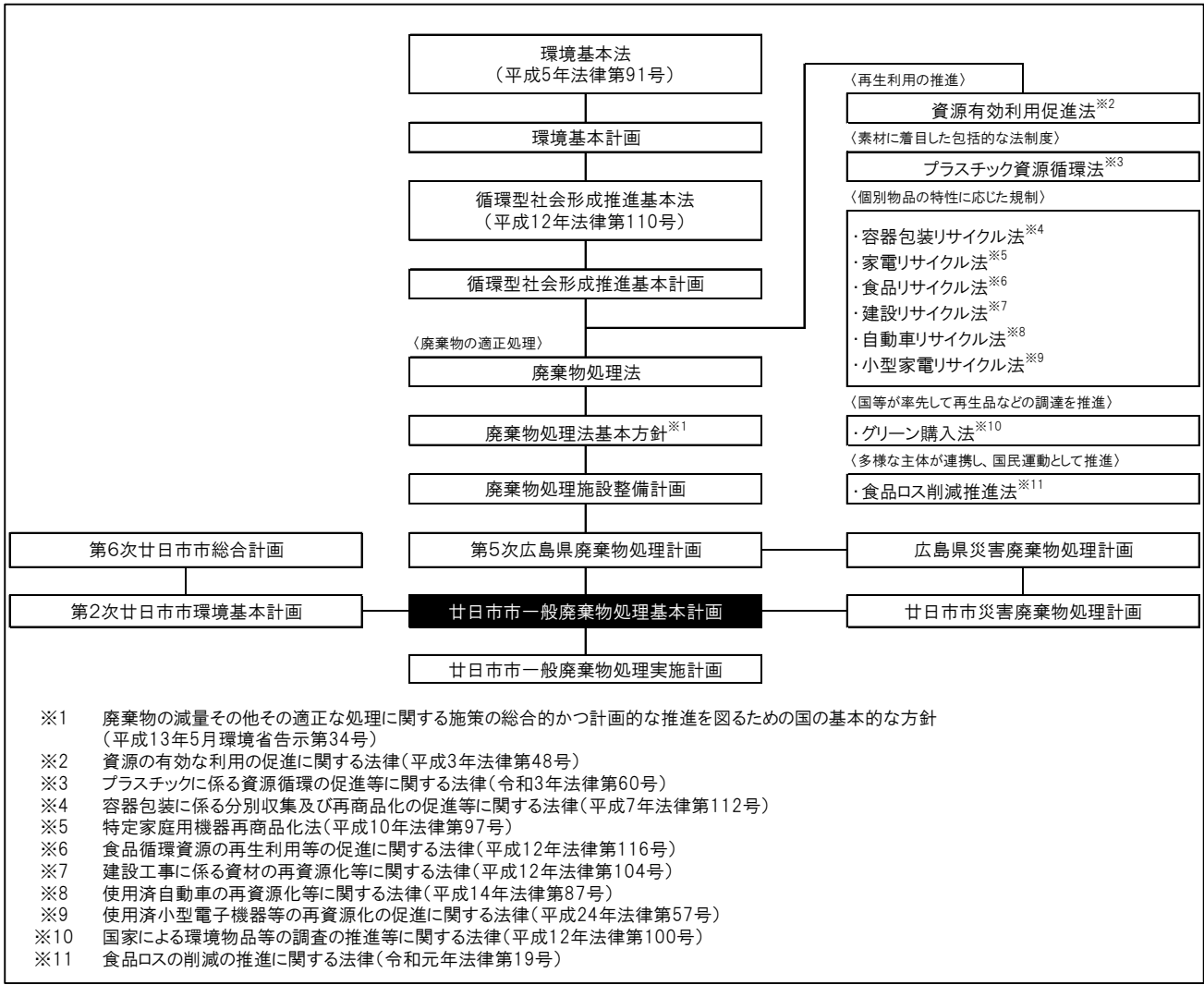


図 1-2 本計画の位置づけ

第4節 計画の概要

本計画は、対象を一般廃棄物の『固形状のもの（ごみ）』及び『液状のもの（生活排水）』とし、『ごみ処理基本計画』と『生活排水処理基本計画』に分けて記載します。また、固形状のもの（ごみ）は「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」、液状のもの（生活排水）は「し尿・浄化槽汚泥」と「生活雑排水」から構成しています。

ここで、産業廃棄物とは事業活動によって生じた廃棄物のうち、法令で定める20種類※をいい、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物になります。産業廃棄物の処理は都道府県の所管であるため、本計画の対象外とします。

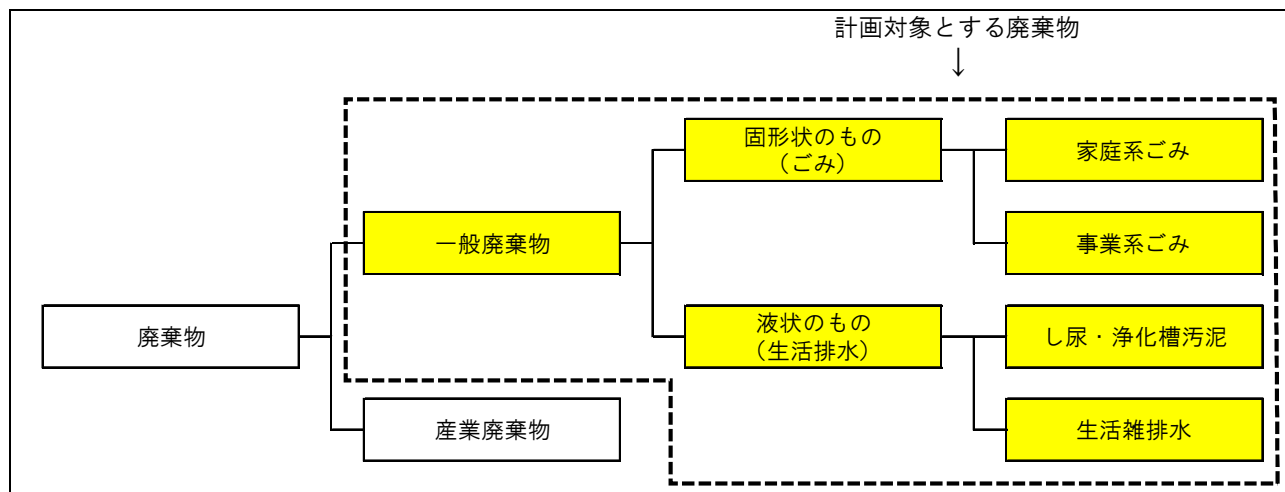


図 1-3 対象とする廃棄物

【コラム】法令で定める産業廃棄物の20種類とは？

●あらゆる事業活動に伴うもの

- ①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦ゴムくず、⑧金属くず、⑨ガラス・コンクリート・陶磁器くず、⑩鉱さい、⑪がれき類、⑫ばいじん

●排出する業種等が限定されるもの

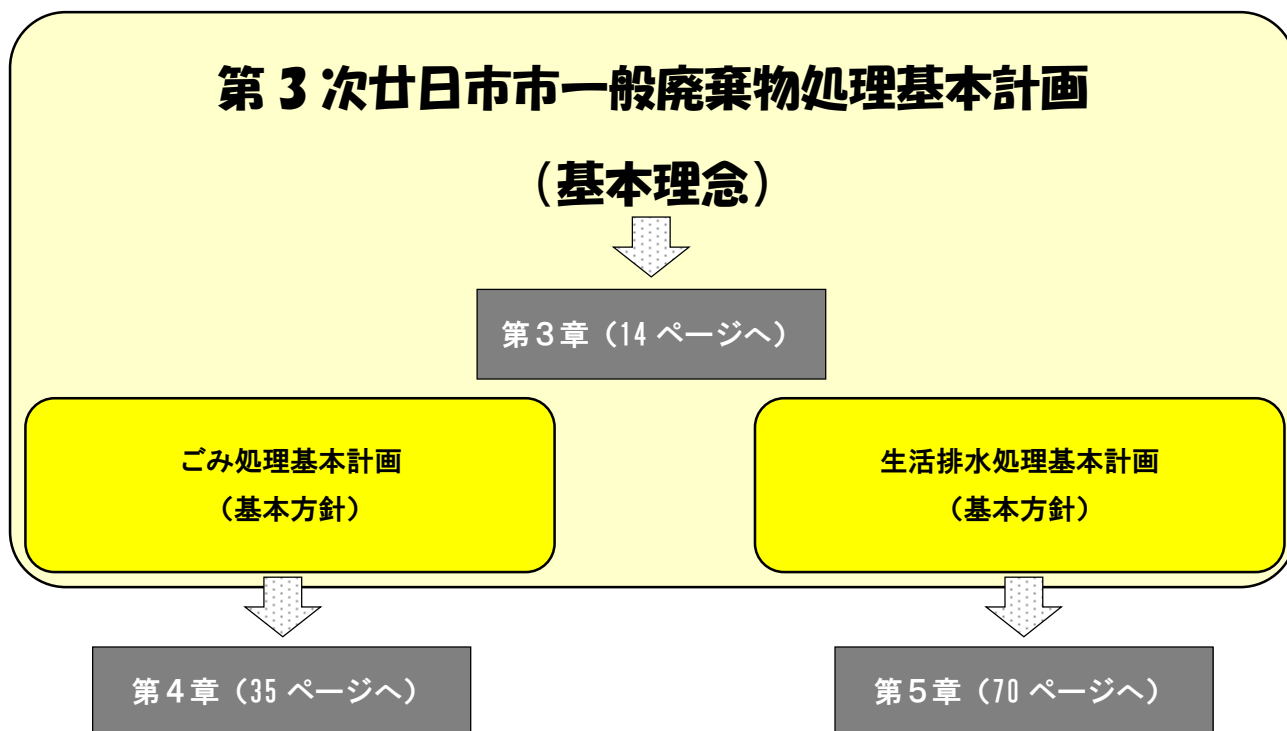
- ⑬紙くず、⑭木くず、⑮繊維くず、⑯動物系固形不要物、⑰動植物性残さ、⑱動物のふん尿、⑲動物の死体

●その他

- ⑳上記①～⑲の産業廃棄物を処分するために処理したもので上記に該当しないもの

また、本計画は、計画全体における基本理念と、ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画それぞれにおける基本方針で構成しています。

基本理念は「第3章 基本理念」で、それぞれの基本方針は「第4章 ごみ処理基本計画」及び「第5章 生活排水処理基本計画」で具体的な内容を詳述します。



第5節 計画期間

計画期間は、策定指針で「概ね10年から15年先とし、概ね5年ごとに改定すること」とされています。

本計画では、策定指針の考え方に則り、計画期間を令和5年度から令和14年度までの10年間とします。ただし、計画期間において、一般廃棄物処理を取り巻く社会・経済情勢の変化への適応を目的として、本計画を『前期計画』と『後期計画』に分けるとともに、前期計画においては4年目・5年目に、後期計画においては9年目・10年目にそれぞれ見直しを行い、後期計画及び次に策定する計画へ反映します。

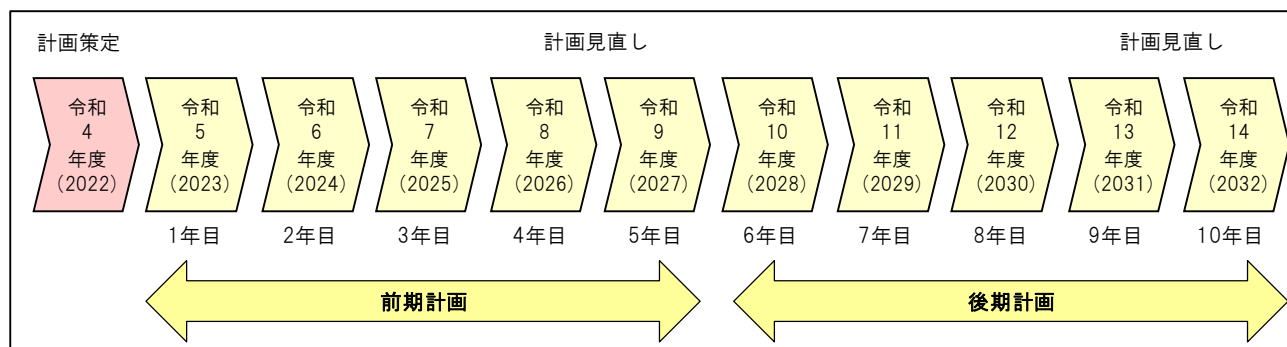


図1-4 計画期間

第6節 計画の点検、評価、見直し

策定指針では、基本計画を以下に示す『PDCA サイクル』により継続的に計画の点検、評価、見直しを行う必要があるとしています。

本計画では、策定指針の考え方に則り、継続的に計画の点検、評価、見直しを行い、より実効性の高い計画とします。

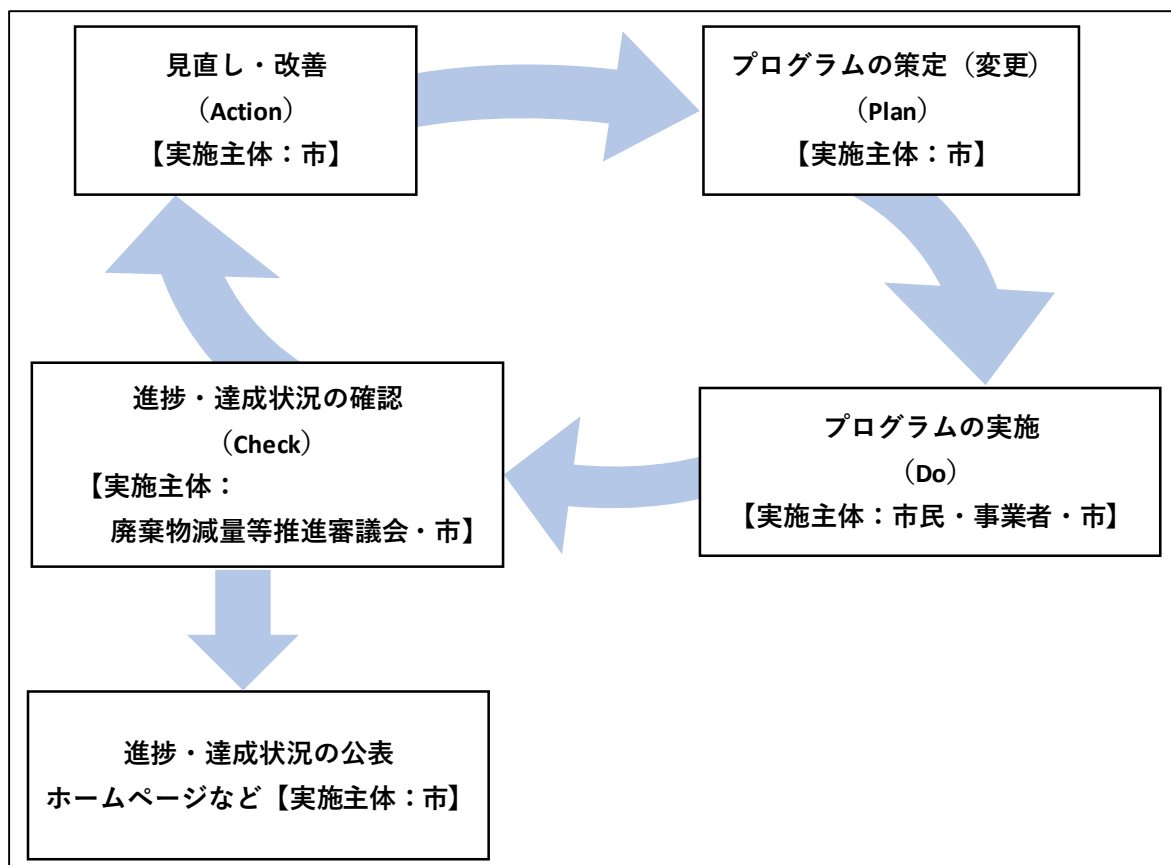


図 1-5 PDCA サイクル

第7節 計画の推進体制

本計画は、市民・事業者・行政・審議会がそれぞれの役割を認識した上で施策に取り組むこととします。

【市民の役割】

- ・一人ひとりがごみに対する関心を持ち、ごみをなるべく出さないライフスタイルを実践し、あわせて分別の徹底、3R に取り組みます。

【事業者の役割】

- ・ごみ排出者の自覚・責任を持つとともに、リサイクル又はごみの削減、適正処理を行います。
- ・再生資源、再生品を積極的に活用し、事業に伴う環境影響を低減します。

【行政（本市）の役割】

- ・市民及び事業者が取組を実施しやすい仕組みを作り、積極的な情報発信を行います。
- ・ごみ処理施設の環境負荷低減とコスト削減を十分に考慮した運転管理を行い、安定的で効率的なごみ処理体制を確保します。

【廃棄物減量等推進審議会の役割】

- ・市の諮問に応じ、報告及び審議内容を確認し、答申及び改善等の提言を行います。

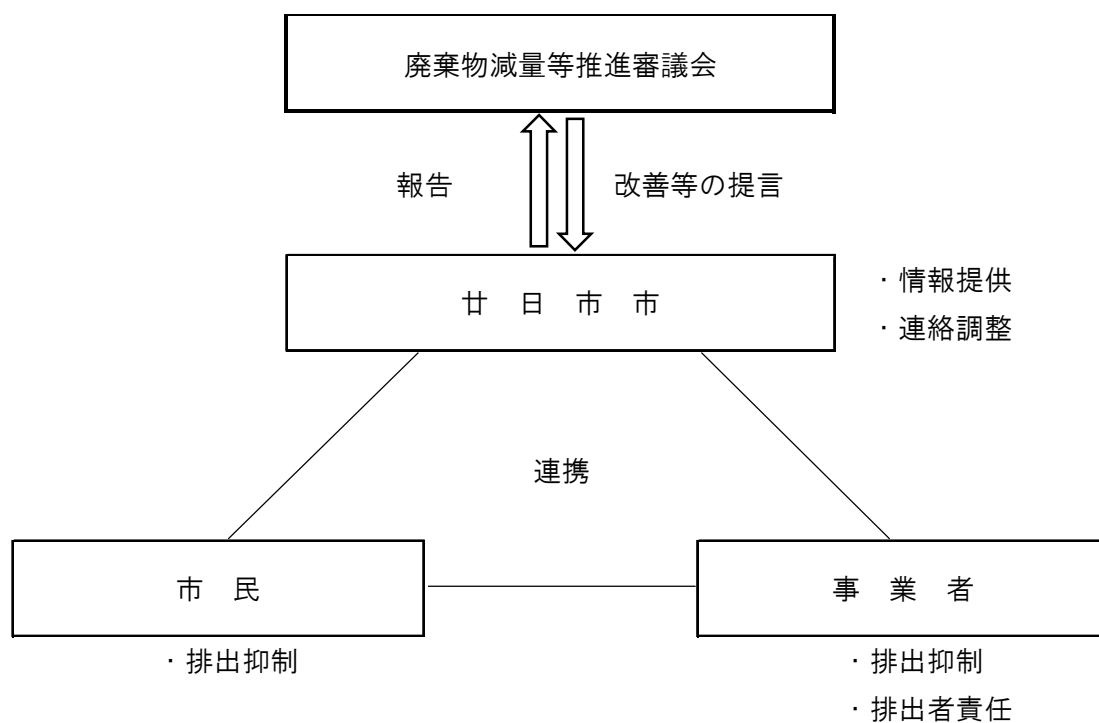


図 1-6 計画推進体制

第2章 廿日市市の概況

第1節 位置及び地勢等

1 位置及び地勢

本市は、広島県の西部に位置し、大別して沿岸部の廿日市・大野地域、島しょ部の宮島地域、内陸部の佐伯地域、山間部の吉和地域の5地域からなり、総面積は489.49km²で、約86%が山林で占められています。広島湾沿岸（瀬戸内海沿岸部）から西中国山地に至る変化に富んだ地勢を有し、自然環境に恵まれた市です。

瀬戸内海に浮かぶ宮島、沿岸部はなだらかな丘陵とその背後に山地が連なり、極楽寺山等とその尾根が北及び西に連なり大竹市まで続いており、それに沿って平たん地や緩傾斜地が形成されています。

内陸部は、標高200m以上で北東から北西にかけて大峯山等1,000m級の山々が連なり、内部は600m～700m級の山々が複雑に分布し、これらの間を小瀬川、玖島川が流れ、その流域に平地が形成されていますが、まとまった平たん地は幹線道路沿いに限られています。

山間部の標高は耕地部で平均580m、広島県、山口県、島根県の県境に位置する冠山をはじめ、十方山等に囲まれ、これらの山々を水源とする支流を合わせて太田川（総延長103km）が中央部を南から北に貫流し、小規模な高原盆地を形成しています。

歴史的に見ると、沿岸部は古くから山陽道の要衝に当たり、広島県西部における政治、経済、文化の中心地として発展してきました。

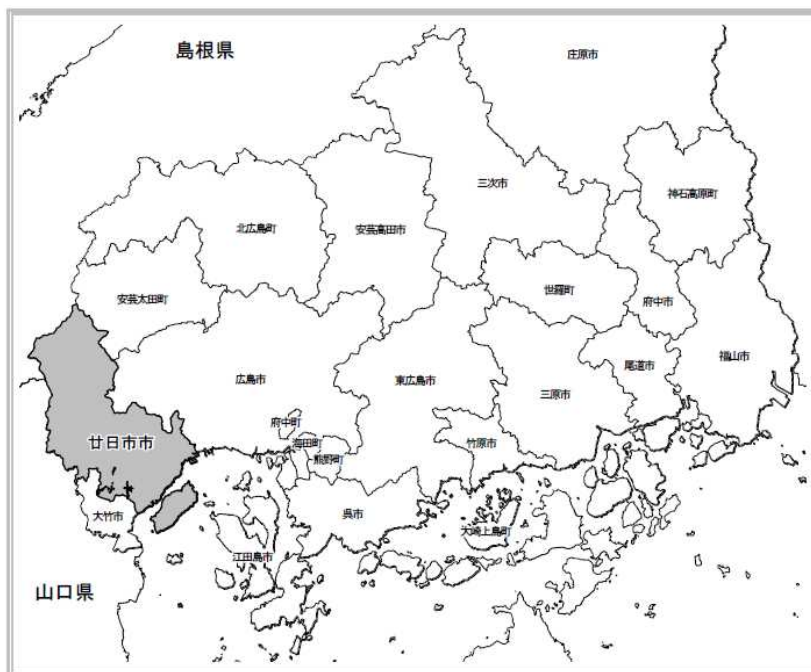


図 2-1 本市の地域図

2 沿革

本市は、昭和63年に市制としたのち、広域行政、広域合併への取り組みとして平成15年3月に廿日市市、佐伯町、吉和村が合併し、平成17年11月には大野町、宮島町と合併し現在に至っています。合併により面積は約10倍、人口は約1.6倍となり、市域は、豊かな自然、歴史、文化を有する島しょ部、市街地を形成する沿岸部、農業地域の広がる内陸部と多様な地域を有しており、とりわけ、世界文化遺産に登録された厳島神社などの歴史文化資源やラムサール条約にも登録された湿地を有する日本三景の一つ宮島は、象徴的な存在となっています。

第2節 人口動態

直近 10 年間（平成 24 年度から令和 3 年度）における本市の人口及び世帯数の実績は以下に示すとおりです。世帯数は令和 3 年度時点で 52,824 世帯（過去 10 年間で 3,720 世帯増加）、人口は 116,788 人（過去 10 年間で 1,109 人減少）となっています。

また、1 世帯あたりの人口は令和 3 年度時点では 2.21 人/世帯となっています。

なお、令和 3 年 10 月 1 日時点の年齢別人口の構成は、次ページのとおりです。

表 2-1 直近 10 年間ににおける本市の人口及び世帯数

	世帯数	人口				1世帯あたりの人口
		総数				
	(世帯)	(人)		男 (人)	女 (人)	(人/世帯)
平成24年度	49,104	117,897	-	56,604	61,293	2.40
平成25年度	49,475	117,652	-245	56,463	61,189	2.38
平成26年度	46,694	117,255	-397	56,257	60,998	2.51
平成27年度	50,244	117,222	-33	56,261	60,961	2.33
平成28年度	50,768	117,169	-53	56,273	60,896	2.31
平成29年度	51,450	117,523	354	56,463	61,060	2.28
平成30年度	51,821	117,435	-88	56,398	61,037	2.27
令和元年度	52,209	117,098	-337	56,367	60,731	2.24
令和2年度	52,659	117,045	-53	56,366	60,679	2.22
令和3年度	52,824	116,788	-257	56,204	60,584	2.21

※各年度10月1日時点

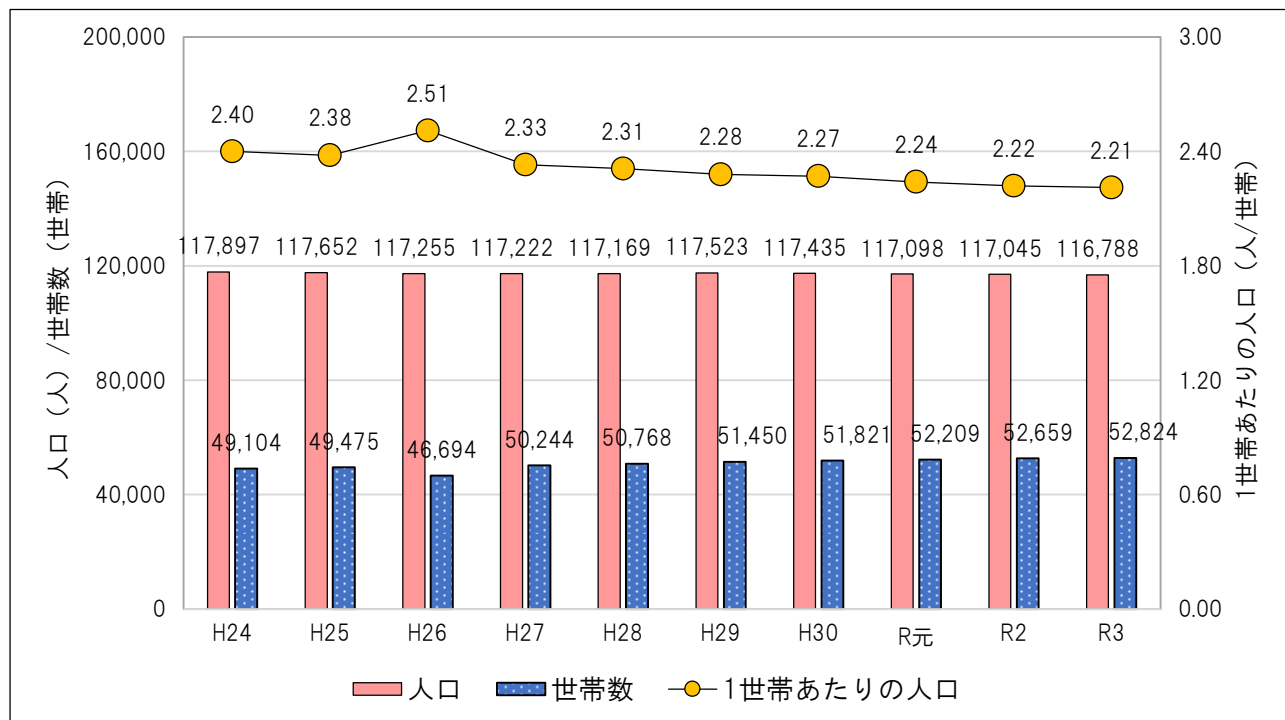


図 2-2 直近 10 年間ににおける本市の人口及び世帯数

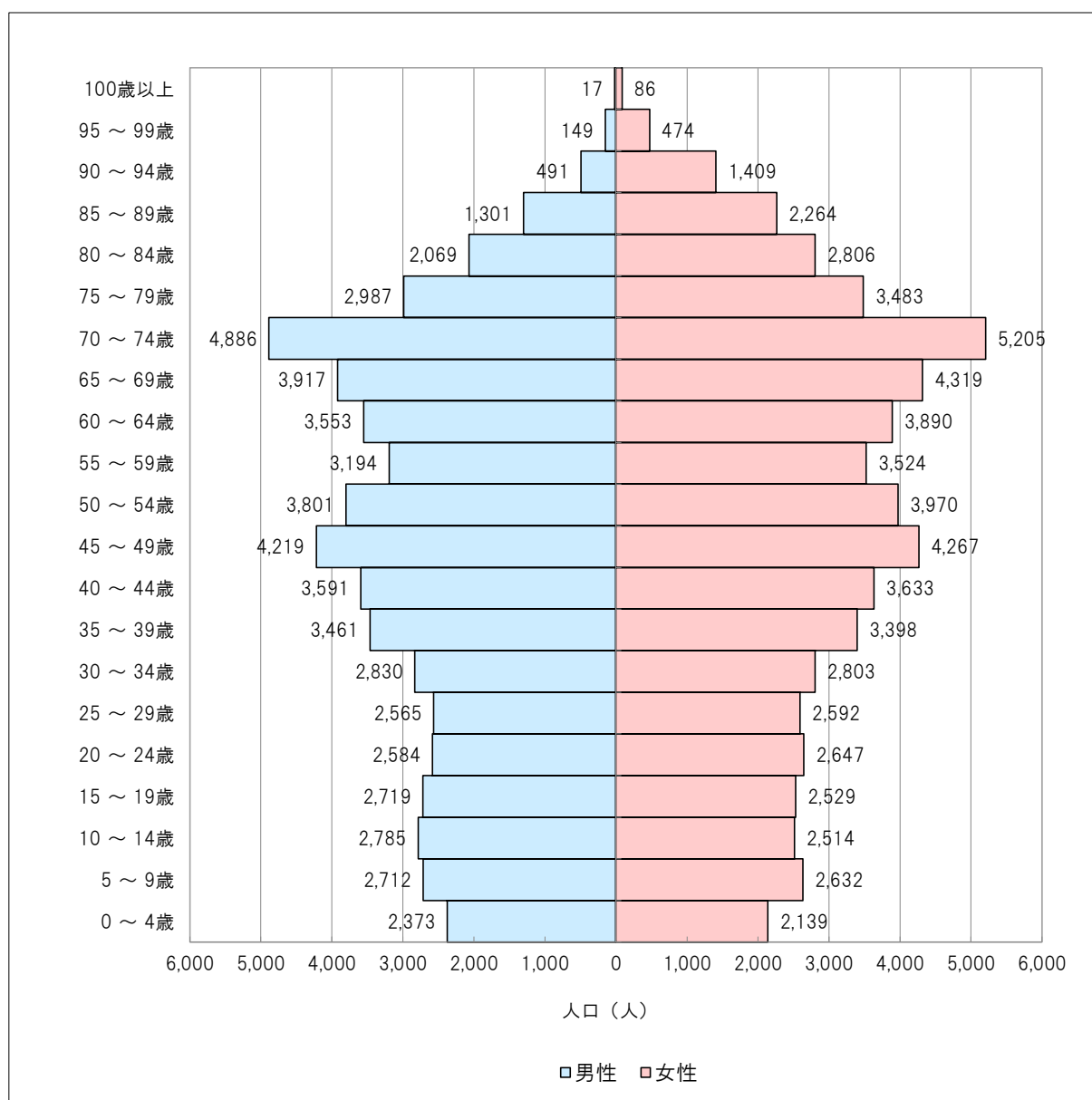


図 2-3 年齢別人口の構成（令和 3 年 10 月 1 日）

第3節 産業の動向

1 事業所数

本市の産業分類ごとの事業所数の推移は以下に示すとおりです。事業所数は令和3年度時点（速報値）で4,259事業所となっており、平成24年度に比べて34事業所増加しています。

また、構成比は第3次産業が82%以上を占めています。

表 2-2 事業所数の推移（出典：経済センサス）

産業分類	H24	H28	R3（速報値）	構成比（R3）
全産業	4,225	4,445	4,259	-
第1次産業	42	40	41	1.0%
農業、林業、漁業	37	40	41	
農業、林業、漁業間格付不能	5			
第2次産業	779	748	702	16.5%
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	
建設業	460	448	409	
製造業	319	300	293	
第3次産業	3,404	3,657	3,516	82.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	8	9	13	
情報通信業	24	28	35	
運輸業、郵便業	147	139	147	
卸売業、小売業	1,055	1,199	1,047	
金融業、保険業	61	59	55	
不動産業、物品賃貸業	352	331	275	
学術研究、専門・技術サービス業	163	168	160	
宿泊業、飲食サービス業	457	508	471	
生活関連サービス業、娯楽業	389	373	344	
教育、学習支援業	162	157	200	
医療、福祉	319	399	476	
複合サービス事業	43	40	38	
サービス業(他に分類されないもの)	224	247	255	

※公務を除く

2 従業者数

本市の産業分類ごとの事業者数の推移は以下に示すとおりです。従業者数は令和3年度時点（速報値）で47,675人となっており、平成24年度に比べて7,731人増加しています。

また、構成比は、第3次産業が73%以上を占めています。

表 2-3 従業者数の推移（出典：経済センサス）

産業分類	H24	H28	R3（速報値）	構成比（R3）
全産業	39,944	43,360	47,675	-
第1次産業	425	383	376	0.8%
農業、林業	364	383	376	
農業、林業、漁業間格付不能	61			
第2次産業	10,017	10,371	12,208	25.6%
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	
建設業	2,391	2,309	2,388	
製造業	7,626	8,062	9,820	
第3次産業	29,502	32,606	35,091	73.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	174	170	203	
情報通信業	149	86	134	
運輸業、郵便業	4,054	3,810	3,908	
卸売業、小売業	8,348	9,501	9,426	
金融業、保険業	462	462	426	
不動産業、物品賃貸業	798	889	982	
学術研究、専門・技術サービス業	542	535	587	
宿泊業、飲食サービス業	4,045	4,606	4,253	
生活関連サービス業、娯楽業	1,940	1,879	1,725	
教育、学習支援業	993	1,081	2,676	
医療、福祉	5,753	7,000	8,533	
複合サービス事業	402	536	536	
サービス業(他に分類されないもの)	1,842	2,051	1,702	

※公務を除く

第3章 基本理念

本市では、循環型社会形成推進基本法を踏まえ、前計画の中で、限られた資源を繰り返し利用することで「持続可能な循環型社会」を形成することとし、財政面と環境面を両立できるごみ処理や生活排水処理を目指し、取り組みを進めてきました。

この本市が求める姿「持続可能な循環型社会」を実現するためには、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれに取り組むだけでなく、「協働（連携）」して取り組むことが必要です。

また、本市は令和4（2022）年6月、「令和32（2050）年に市内の温室効果ガスの排出を実質ゼロ（温室効果ガスの排出量から植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロ）を目指す『ゼロカーボンシティ』を宣言しており、本計画においても、温室効果ガスの排出削減に取り組みます。

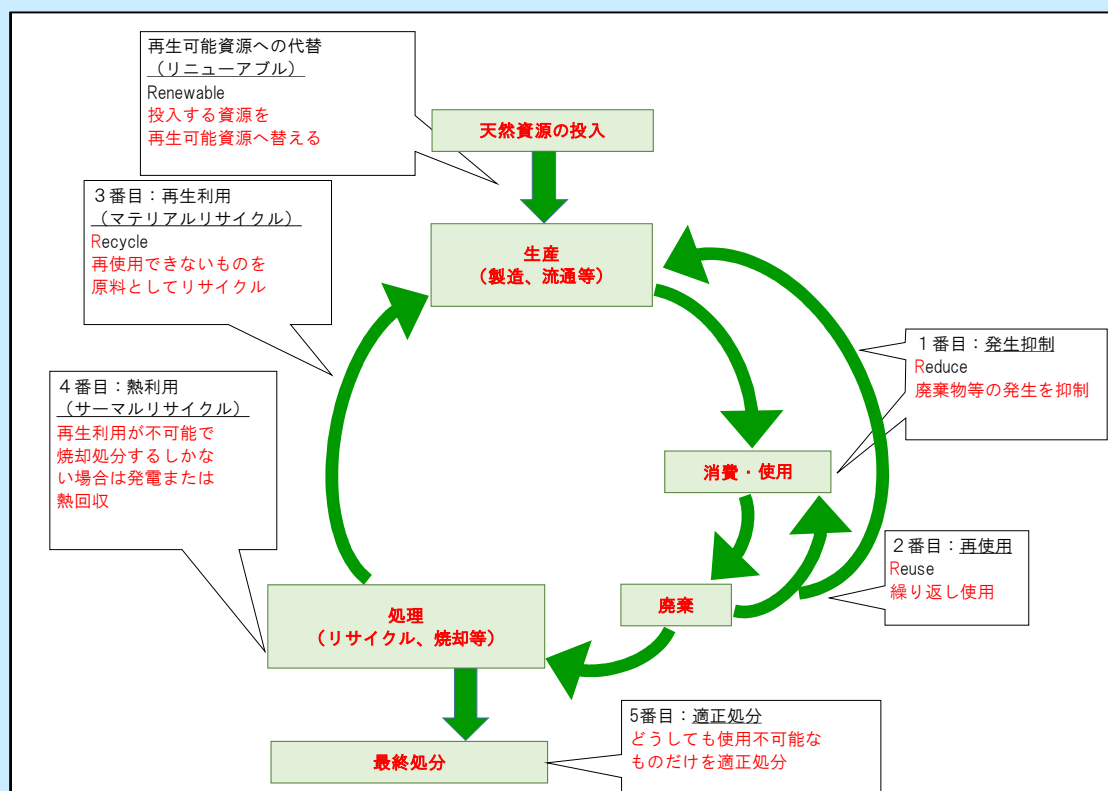
以上のことを踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり定めました。

協働による持続可能な循環型社会の実現

～ゼロカーボンシティへの挑戦～

【コラム】循環型社会とは？

生産や消費の過程でリデュース、リユース、リサイクル等を行い、天然資源の消費や廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会のことを言います。



第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状

1 ごみの分別区分

ごみの分別区分は、以下に示すとおりです。

表 4-1 ごみの分別区分

区 分		具体例
燃やせるごみ		台所のごみ（生ごみなど）、資源ごみ以外の紙、布くず、容器包装プラスチック（限定 7 品目）以外のプラスチック類、皮革製品、ビニール、発泡スチロール（汚れを取り除くことができない容器包装プラスチック含む）
資 源 ごみ	びん・かん類	くびん＞一升びん、調味料のびん、栄養ドリンクびん、ジャムのびん、 コーヒーのびん、元の形がわかる割れたびん くかん＞ジュース缶、ビール缶、飲料用茶の缶、かんづめ缶、スプレー缶
	ペットボトルなど プラスチック製の 容器 （限定 7 品目）	①ペットボトル（飲料用、しょうゆ用、酒類用など） ②白色の発泡スチロール製食品トレイ ③とうふパック ④くだもの用などの透明容器 ⑤卵パック ⑥プリン・ヨーグルトのカップ ⑦乳酸菌飲料の容器
	紙類・雑がみ	ダンボール、新聞・チラシ、雑誌、飲料用紙パック、雑がみ
	布類	衣類（服）、布
	剪定枝	剪定枝
埋立ごみ		ガラス類※、陶磁器類、泥（水路、側溝の少量の泥に限る）、その他（白熱電球、LED 電球、グローランプ、使い捨てカイロ、使い捨てライターなど） ※資源ごみのびん、有害ごみ（鏡、蛍光管）を除くすべてのガラス ※太さが一升びんよりも大きいもの、割れてびんの形がないもの、汚れの取れないびん
大型ごみ		家具・寝具・家電製品など（30cm 以上）、燃やせるごみのうち大きなもの（30cm 以上）、資源ごみ以外のかんの大きなもの（30cm 以上）、金属類でできた大きなもの（30cm 以上）、金属を含む複数の素材でできている大きなもの（30cm 以上）
小型及び複雑ごみ		金属を含む複数の素材からできた小さなもの（30cm 未満）、金属類でできた小さなもの（30cm 未満）、資源ごみ以外のかん（30cm 未満）、音響・映像・情報用のテープ・ディスク類（30cm 未満）、大型ごみ（毛布など）を折りたたみ、ひもでしばったもの（30cm 未満）
有害ごみ		乾電池、体温計（水銀を使用しているもの）、鏡類、蛍光管（電球型も含む）・H I D（水銀灯、メタルハライドランプなど）
本市が処理・収集しない ごみ		【本市が処理しないごみ】特定家電製品（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、ウインドタイプエアコン、衣類乾燥機、エアコン、洗濯機、ワインセラー）、家庭用パソコン（液晶ディスプレイ、ノートパソコン、デスクトップパソコン、ディスプレイ一体型パソコン、CRT ディスプレイ）、その他（産業廃棄物、灯油・ガソリン・オイルなど液体が入っているもの、農薬、ペンキ、劇薬・毒物、タイヤ、バッテリー、バイク、ガスボンベ、未使用の消火器、ピアノ、金庫、コピー機、木材（直径 10cm を超えるもの、厚さ 2cm を超えるもの）、仏壇、店舗用冷凍ストッカー、店舗用ショーケース、業務用冷凍冷蔵庫、業務用エアコン、フロンガスを含むもの、オイルヒーターなど） 【本市が収集しないごみ】事業系ごみ、一時多量ごみ（引越し、大掃除、庭木の剪定など、通常出すごみより多い場合）

2 処理手数料

区分ごとの処理手数料は、以下に示すとおりです。

表 4-2 区分ごとの処理手数料

			出し方及び手数料
家庭系ごみ	燃やせるごみ		【有料指定袋（黄色）】 45ℓ：45 円 30ℓ：30 円 20ℓ：20 円 10ℓ：10 円 
	資源ごみ	びん・かん類	【白色の指定袋】
		ペットボトルなどプラスチック製の容器（限定 7 品目）	【白色の指定袋】
		紙類・雑がみ	【ひもで束ねる】
		布類	【白色の指定袋】
		剪定枝	【ひもで束ねる】
	埋立ごみ		【白色の指定袋または市販の土のう袋】
	大型ごみ		【シール添付】 小（30cm 以上 1m 未満）：200 円シール 1 枚 中（1m 以上 2m 未満）：200 円シール 2 枚 大（2m 以上）：200 円シール 3 枚
	小型及び複雑ごみ		【緑色の指定袋】
事業系ごみ	燃やせるごみ		【白色の指定袋】
	資源ごみ	紙類・雑がみ	【ひもで束ねる】
		剪定枝	【ひもで束ねる】
	大型ごみ		【指定なし】
			10kg までごとに 150 円

3 ごみ処理の流れ

令和 3 年度における本市のごみ処理の流れは、以下に示すとおりです。

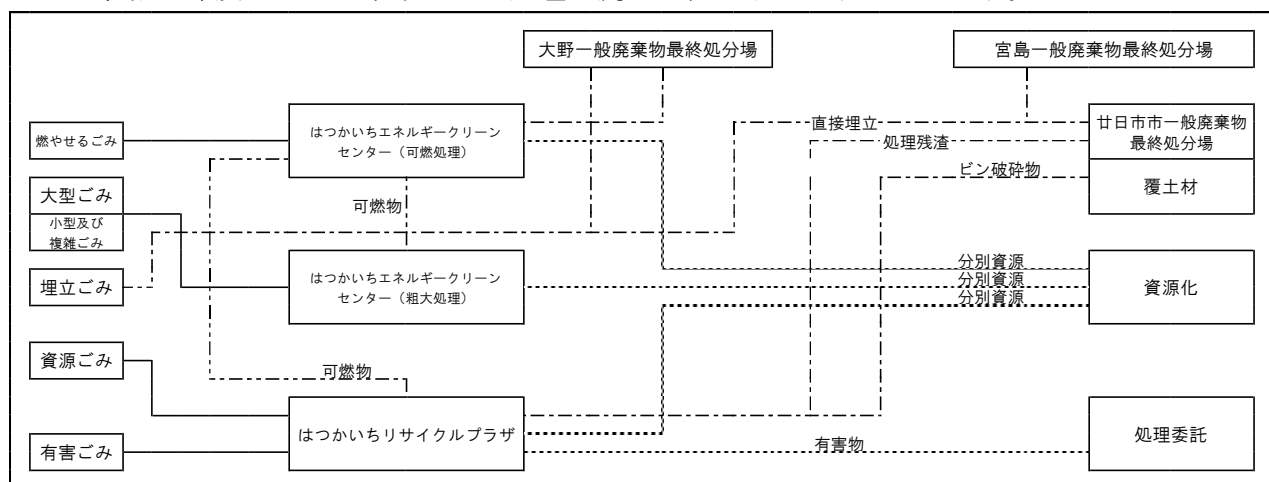


図 4-1 令和 3 年度におけるごみ処理の流れ

4 ごみ処理体制

(1) 収集頻度等

本市の家庭系ごみは、町内会等で決められている集積所からごみを収集するステーション方式で、収集頻度は以下に示すとおりです。

なお、事業系ごみは、事業者自らがごみ処理施設（はつかいちエネルギークリーンセンター、エコセンターはつかいちまたは宮島清掃センター）に直接搬入する方法と事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者に収集を委託する方法があります。なお、収集を委託する場合は、事業者自らが契約を行う必要があります。

表 4-3 家庭系ごみの収集頻度及び排出方法

区 分	収集頻度	排出方法
燃やせるごみ	週 2 回	有料指定袋（黄色）に入れてください。
埋立ごみ	月 1 回	指定袋（白）または土のう袋に入れてください。
資源ごみ	月 2～3 回 佐伯・吉和地域は 週 2 回	びん・かん類、布類及びプラスチック製容器は指定袋（白）に入れてください。 紙類（新聞、雑誌、ダンボール）、紙パック等はひもで束ねる。 雑がみは紙袋に入れてひもで縛ってください。
資源ごみ（剪定枝）	2 月に 1 回	長さ 1m 以内、1 本あたりの直径 10 cm 以下の枝を重さ 5 k g 以内に束ねてひもで縛ってください。
大型ごみ	月 1 回	大型ごみ処分手数料納付券を貼ってください。1 つのものを分解した場合は、それぞれに分解したことを表示してください。
小型及び複雑ごみ	月 1 回	指定袋（緑）に入れてください。
有害ごみ	月 1 回	指定袋（白）に入れてください。 蛍光管は購入時の箱に入れてください（箱がない場合や複数本の場合はそのままひもで束ねてください）。

(2) 处理・処分体制

ア 処理・処分する施設の位置

ごみを処理・処分する施設の位置は以下に示すとおりです。

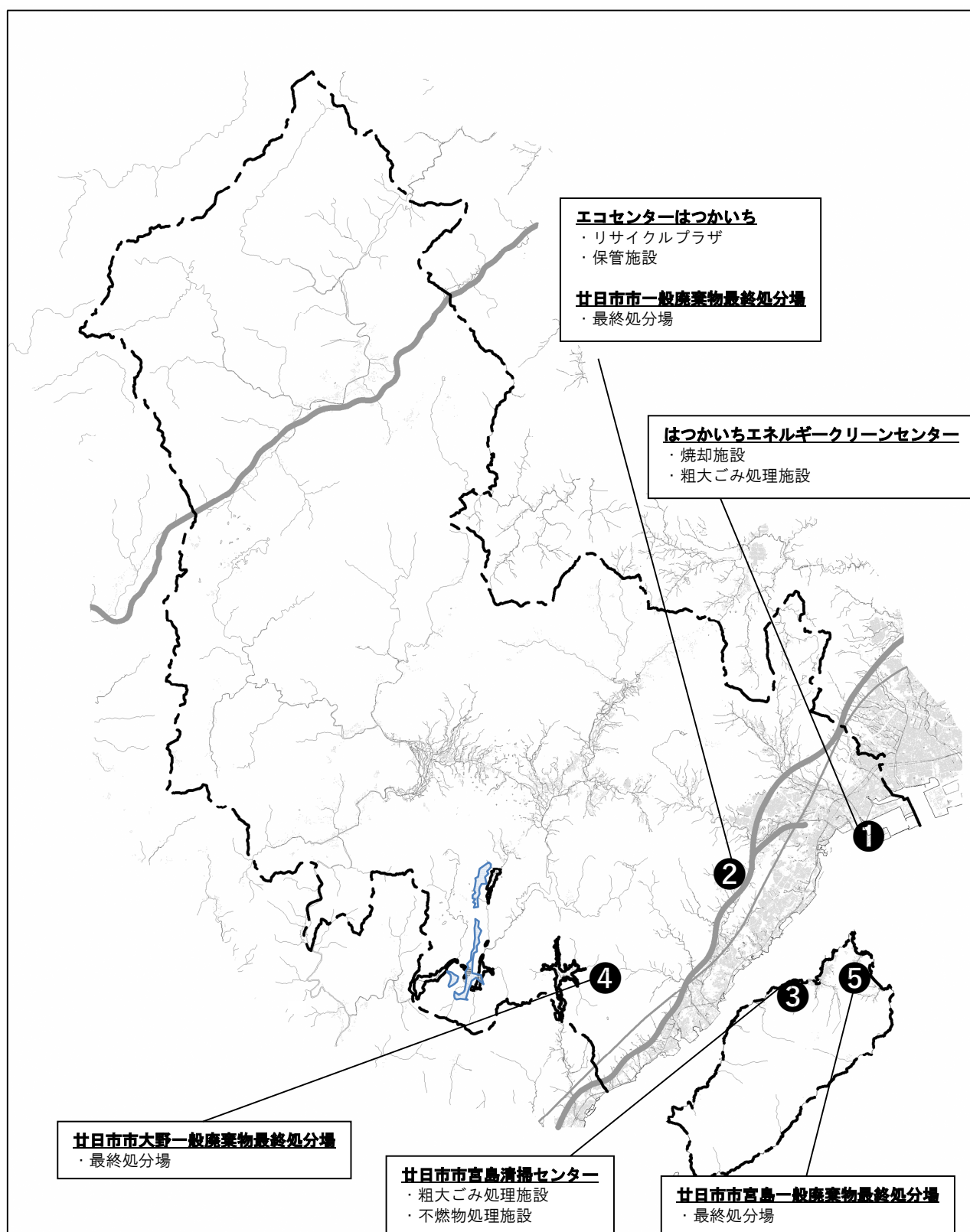


図 4-2 ごみを処理・処分する施設の位置

イ 処理・処分する施設の概要

本市から排出されるごみを処理・処分する施設の概要は以下に示します。

①焼却施設及び粗大ごみ処理施設【図上①】

項目	内容
施設名称	はつかいちエネルギークリーンセンター
所在地	広島県廿日市市木材港南 12 番 8 号
竣工	令和元年 3 月 31 日
敷地面積、延床面積	17,157m ² / 9,604m ²
処理方式	全連続式流動床式燃焼炉、手選別、機械選別併用
施設規模	【焼却施設】150t/日（75t/24h×2 炉） 【粗大ごみ処理施設】10t/日
発電設備	蒸気タービン：3,140kW
外観	以下参照



②資源選別処理施設【図上②】

項目	内容
施設名称	エコセンターはつかいち（廿日市市リサイクルプラザ）
所在地	広島県廿日市市宮内 3860 番地
供用開始	平成 13 年
処理方式	手選別、機械選別併用
施設規模	24.2t/日

③不燃物処理施設（宮島地域）【図上③】

項目	内容
施設名称	廿日市市宮島不燃物処理施設
所在地	広島県廿日市市宮島町 1171 番地 6
供用開始	昭和 55 年
処理工程	圧縮・梱包
施設規模	15t/5h

④粗大ごみ処理施設（宮島地域）【図上③】

項目	内容
施設名称	廿日市市宮島粗大ごみ処理施設
所在地	広島県廿日市市宮島町 1171 番地 6
供用開始	平成 5 年
処理工程	破碎・選別
施設規模	4t/5h

⑤埋立処分施設【図上②】

項目	内容
施設名称	廿日市市一般廃棄物最終処分場
所在地	広島県廿日市市宮内 3836 番地
供用開始	平成 4 年
埋立地面積	18,000m ²
埋立容量	152,809m ³
埋立方式	セル方式
浸出水処理方式	前処理、生物処理、凝集沈殿処理、高度処理、滅菌・放流、污泥処理
浸出水処理能力	70m ³ /日、最大 350m ³ /日

⑥埋立処分施設【図上④】

項目	内容
施設名称	廿日市市大野一般廃棄物最終処分場
所在地	廿日市市大野 1814 番地 22
供用開始	平成 6 年
埋立地面積	30,000m ²
埋立容量	221,000m ³
埋立方式	セル方式
処理方式	生物処理、凝集沈殿処理、高度処理、濃縮、遠心脱水、埋立処分
処理能力	100m ³ /日

⑦埋立処分施設【図上⑤】

項目	内容
施設名称	廿日市市宮島一般廃棄物最終処分場
所在地	廿日市市宮島 1153 番地 12
供用開始	平成 12 年
埋立地面積	6,700m ²
埋立容量	33,000m ³
埋立方式	セル方式
浸出水処理方式	下水道投入

5 ごみ処理等実績

(1) ごみ排出量

ア ごみ総排出量

直近7年間（平成27年度から令和3年度）におけるごみ総排出量（集団回収量を含む）の推移は以下に示すとおりです。

ごみ総排出量は令和3年度で34,939t、平成27年度の37,997tより約8.0%減少しています。また、ごみ総排出量原単位（1人1日平均排出量）は、令和3年度で819.6g/人日、平成27年度の888.1g/人日より約7.7%減少しています。

新型コロナウイルスの感染拡大によって、家庭内の滞在時間が長くなり、全国的に家庭ごみの量が増加している中、令和2年度の燃やせるごみの有料化実施により、市民が積極的にごみの減量化と資源化に取り組んだことで、家庭系ごみは減少しています。

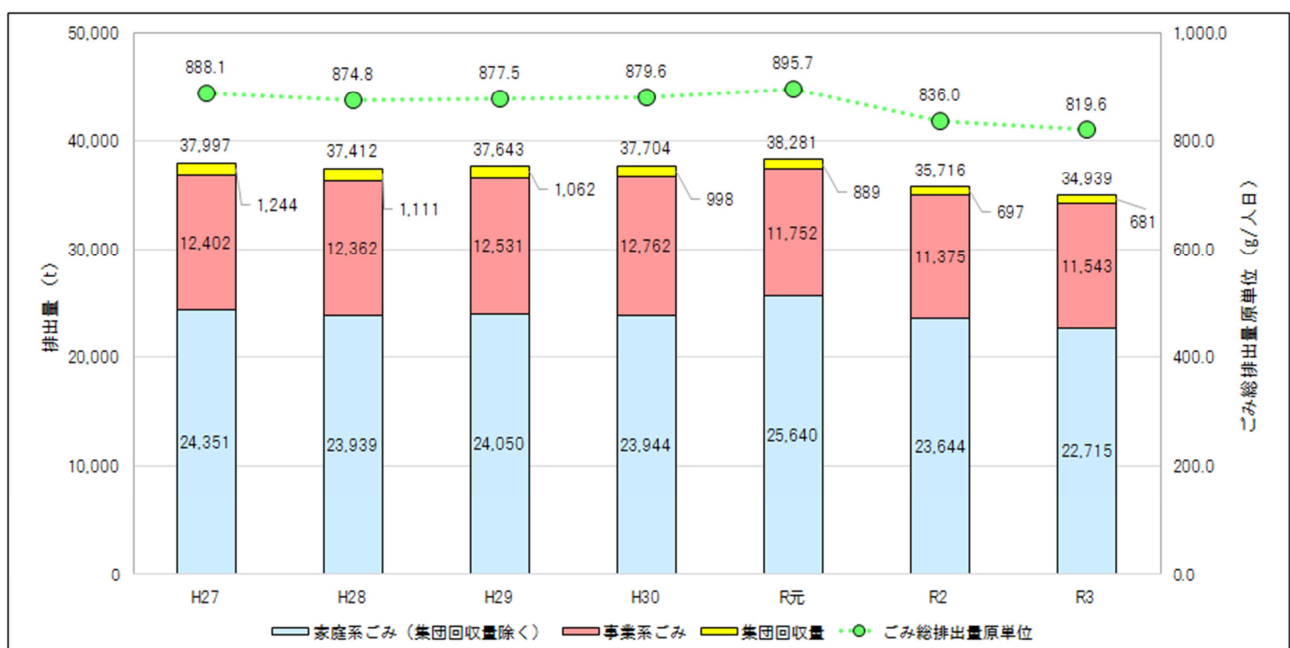


図 4-3 ごみ総排出量の推移

イ 家庭系ごみ排出量

直近 7 年間（平成 27 年度から令和 3 年度）における家庭系ごみ排出量（集団回収量を含む）の推移は以下に示すとおりです。

家庭系ごみ排出量は、令和 3 年度で 23,396t、平成 27 年度の 25,595t より約 8.6%減少しています。また、家庭系ごみ排出量原単位は、令和 3 年度で 548.8g/人日、平成 27 年度の 598.2g/人日より約 8.3%減少しています。

家庭系ごみ排出量の減少は、「ア ごみ総排出量」で記載したとおり、令和 2 年 4 月から開始した家庭系の燃やせるごみの有料化が要因として考えられます。

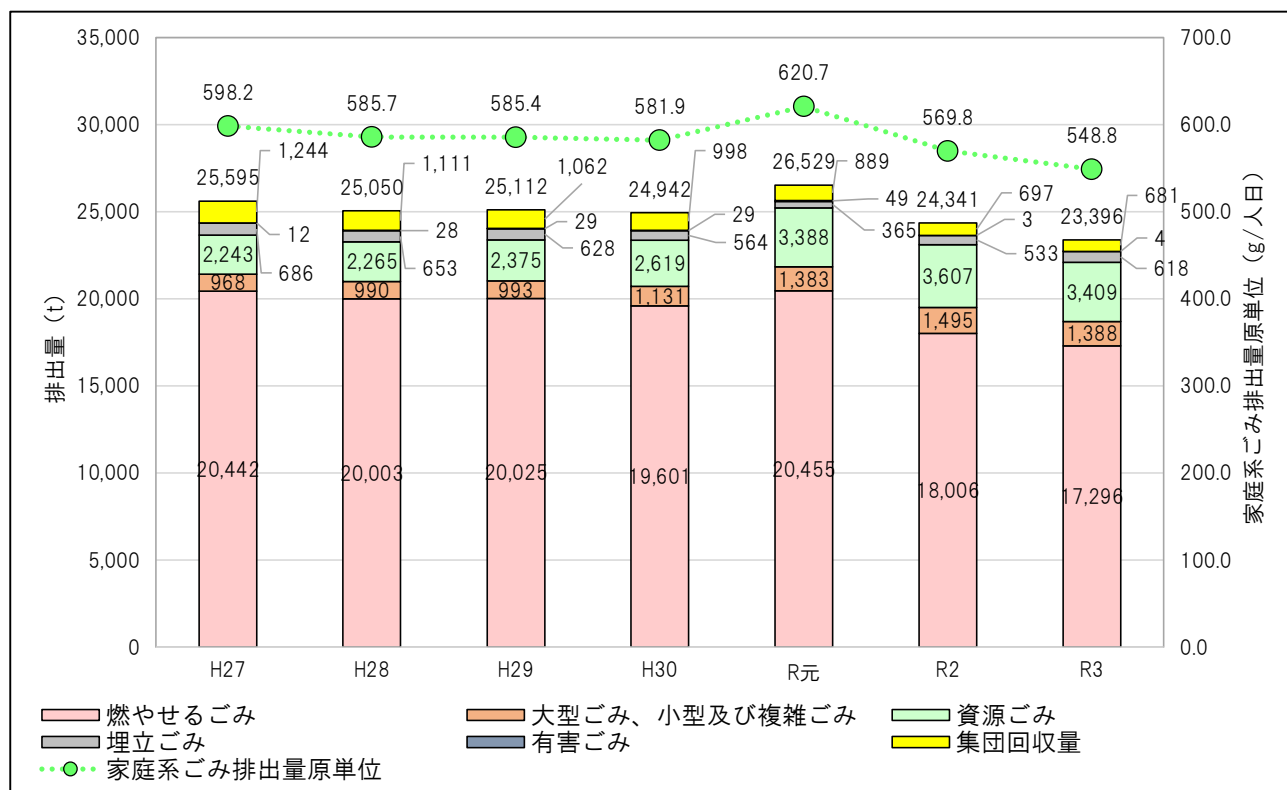


図 4-4 家庭系ごみ排出量の推移

ウ 事業系ごみ排出量

直近 7 年間（平成 27 年度から令和 3 年度）における事業系ごみ排出量の推移は以下に示すとおりです。

事業系ごみ排出量は令和 3 年度で 11,543t、平成 27 年度の 12,402t より約 6.9%減少しています。

事業系ごみ排出量の減少要因としては、新型コロナウイルスの感染拡大による行動制限や自粛等の影響を受け、本市のみならず国内の事業活動全体が低調に推移したこと等によるものと考えられます。

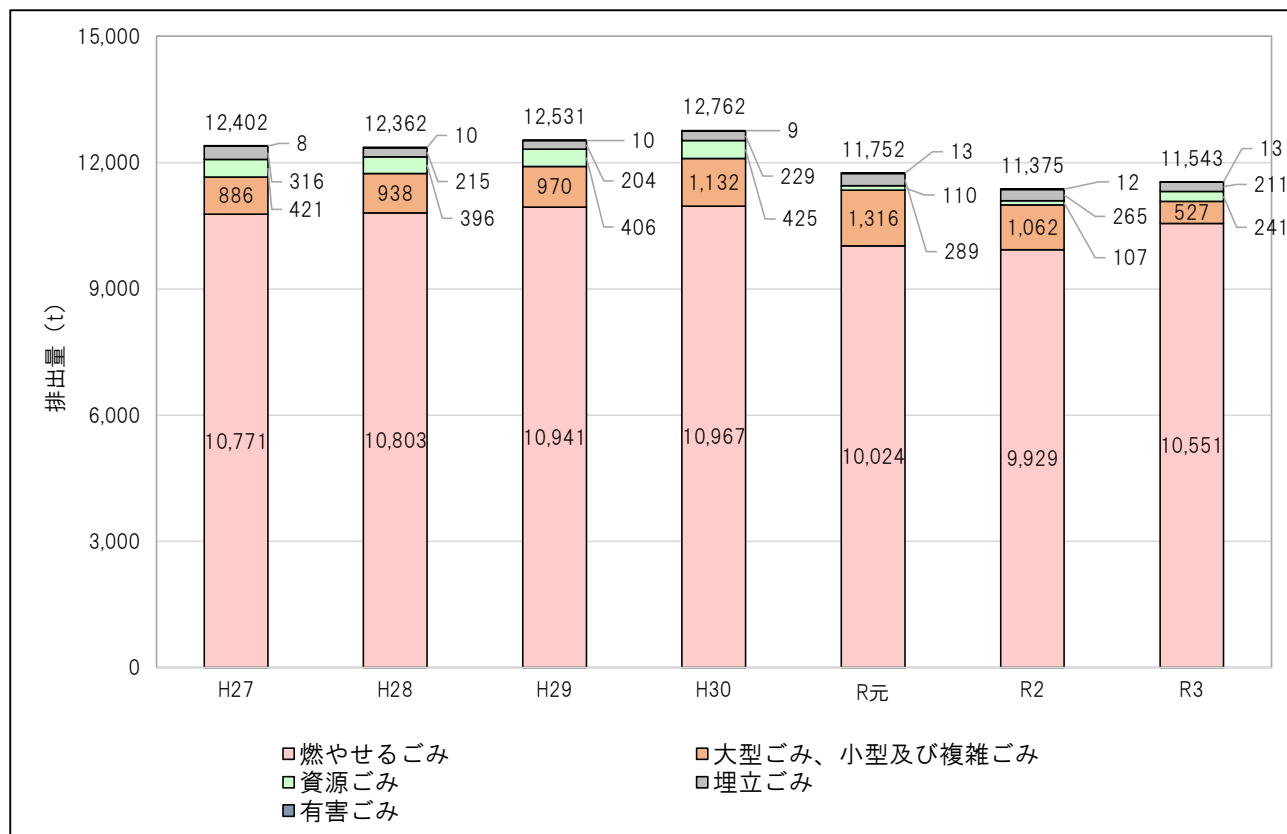


図 4-5 事業系ごみ排出量の推移

(2) 組成調査等

ア 家庭系可燃ごみ組成調査

「その他」を除く割合としては「調理くず」が最も多く 31.7%、「紙類」が 25.4%、「容器包装プラ」が 10.7%と続いています。なお、プラスチック類（ペットボトル、容器包装プラ、その他のプラの計）は 19.0%となっています。

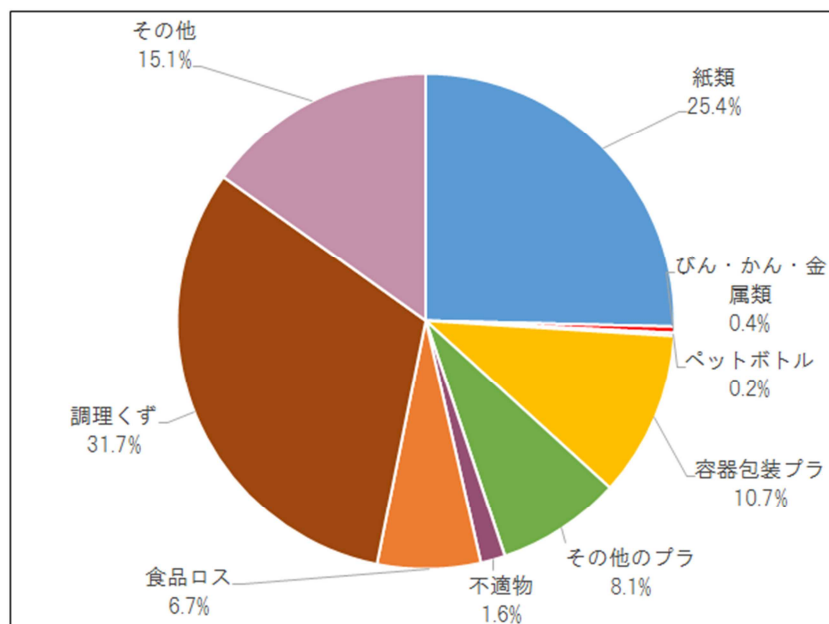


図 4-6 家庭系可燃ごみ組成調査結果（令和 3 年 2 月 26 日（金）実施）

イ 事業系可燃ごみ組成調査

「その他可燃」を除いた割合としては「紙類」が最も多く 11.9%、「食品ロス」が 10.4%、「その他のプラ」が 9.7%と続いています。なお、プラスチック類は 13.4%となっています。

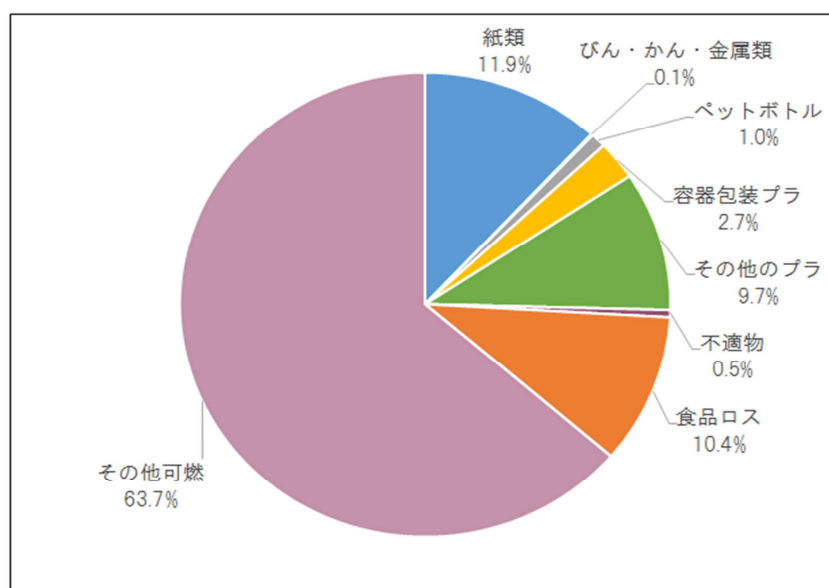


図 4-7 事業系可燃ごみ組成調査結果（令和 4 年 5 月 11 日（水）実施）

(3) 処理・処分量

ア 総括

直近 7 年間（平成 27 年度から令和 3 年度）における処理・処分量（焼却処理量、資源化量、最終処分量）の推移は以下に示すとおりです。

平成 31 年 4 月（令和元年度）に『はつかいちエネルギークリーンセンター』が稼働、市内全域の燃やせるごみの焼却処理を開始し、同時に、大野清掃センター、佐伯クリーンセンターでの焼却処理を終了しました。

それまでの焼却処理及び RDF（廃棄物固形燃料）製造から焼却による熱回収に処理方式が変更になったため、令和元年度から RDF 分の資源化量の減少、リサイクル率が低下する一方、焼却処理量が増大するなど、処理・処分量の数値が大きく変わりました。

令和元年度以降は、燃やせるごみの排出量の減少に伴い、焼却処理量、資源化量、最終処分量のいずれも減少傾向にあります。

なお、令和 3 年度の焼却処理量は 27,847t、資源化量は 3,244t、最終処分量は 3,455t、リサイクル率は 11.2%となっています。

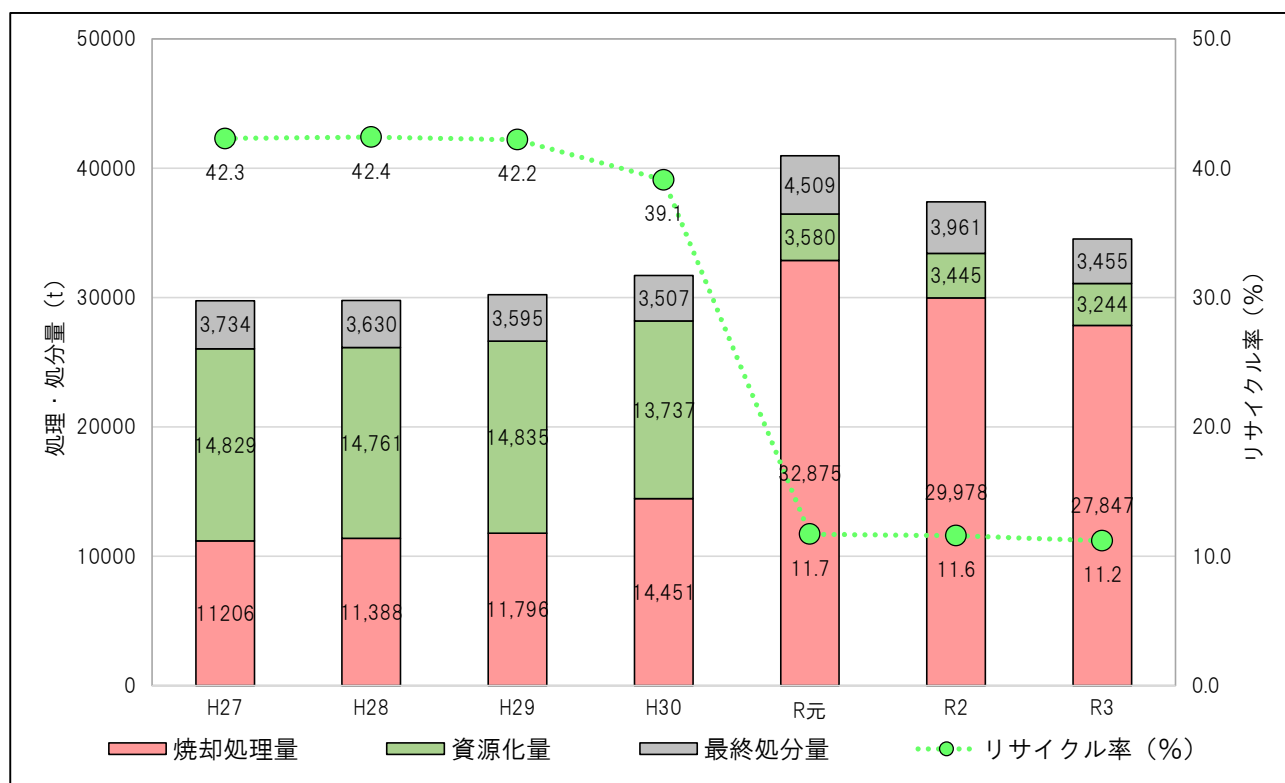


図 4-8 処理・処分量の推移

イ 資源化量

直近 7 年間（平成 27 年度から令和 3 年度）における資源化量（資源化量のうち、RDF は除く）の推移は以下のとおりです。全体量としては、令和元年度までは増加傾向を示していますが、令和 2 年度からは減少に転じています。特に減少幅の大きいものとしては金属類、布類です。

近年増加傾向にあるのはペットボトル及び紙類で、ペットボトルは平成 27 年度から令和 3 年度にかけて約 1.2 倍、紙類（紙パック、紙製容器包装を除く）の資源化量は、約 1.8 倍になっています。

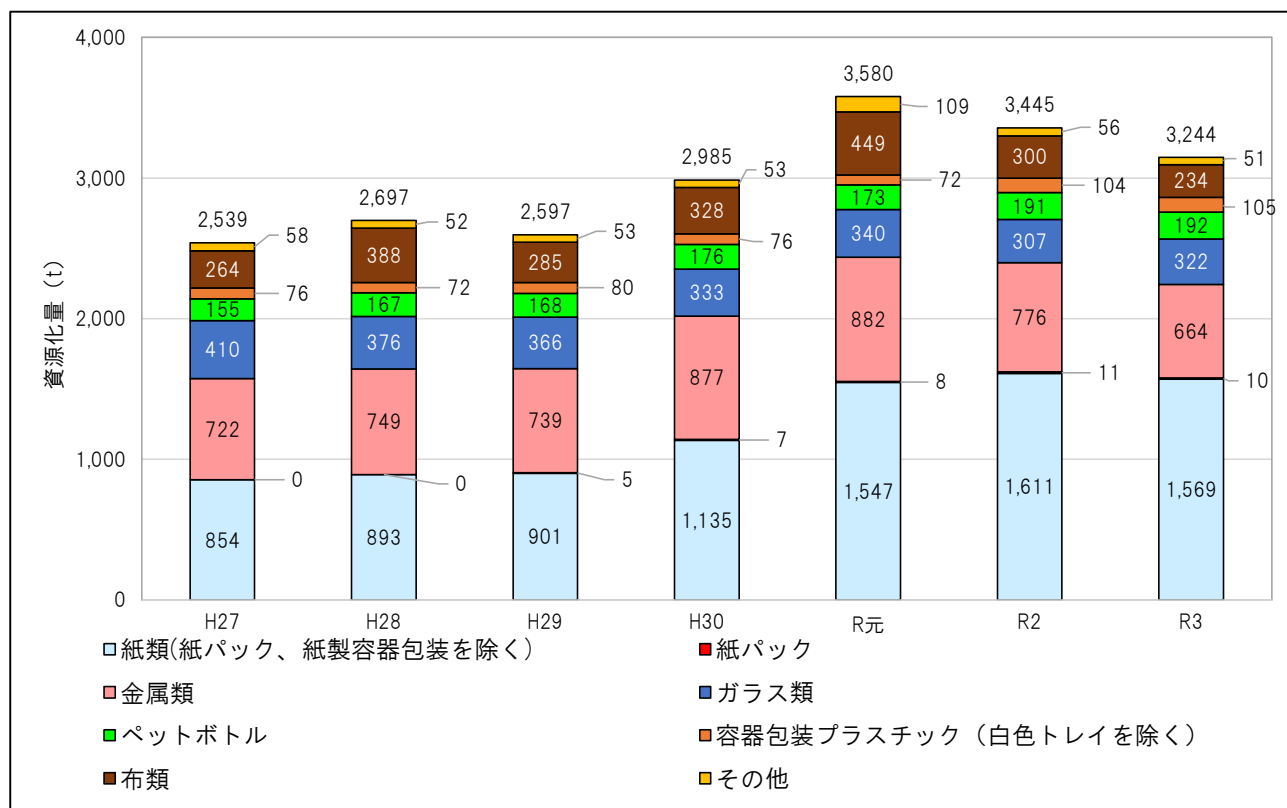


図 4-9 資源化量の推移

ウ 最終処分量

直近 7 年間（平成 27 年度から令和 3 年度）における最終処分量の推移は以下に示すとおりです。

令和元年度は、「ア 総括」で記載したとおり、平成 31 年 4 月から『はつかいちエネルギークリーンセンター』が稼働を開始し、それまでの処理方式から変更になったことから、処理後最終処分量、最終処分率が一時的に増加しました。

ただし、令和元年度以降は減少傾向を示し、令和 3 年度では平成 27 年度とほぼ同値になっています。

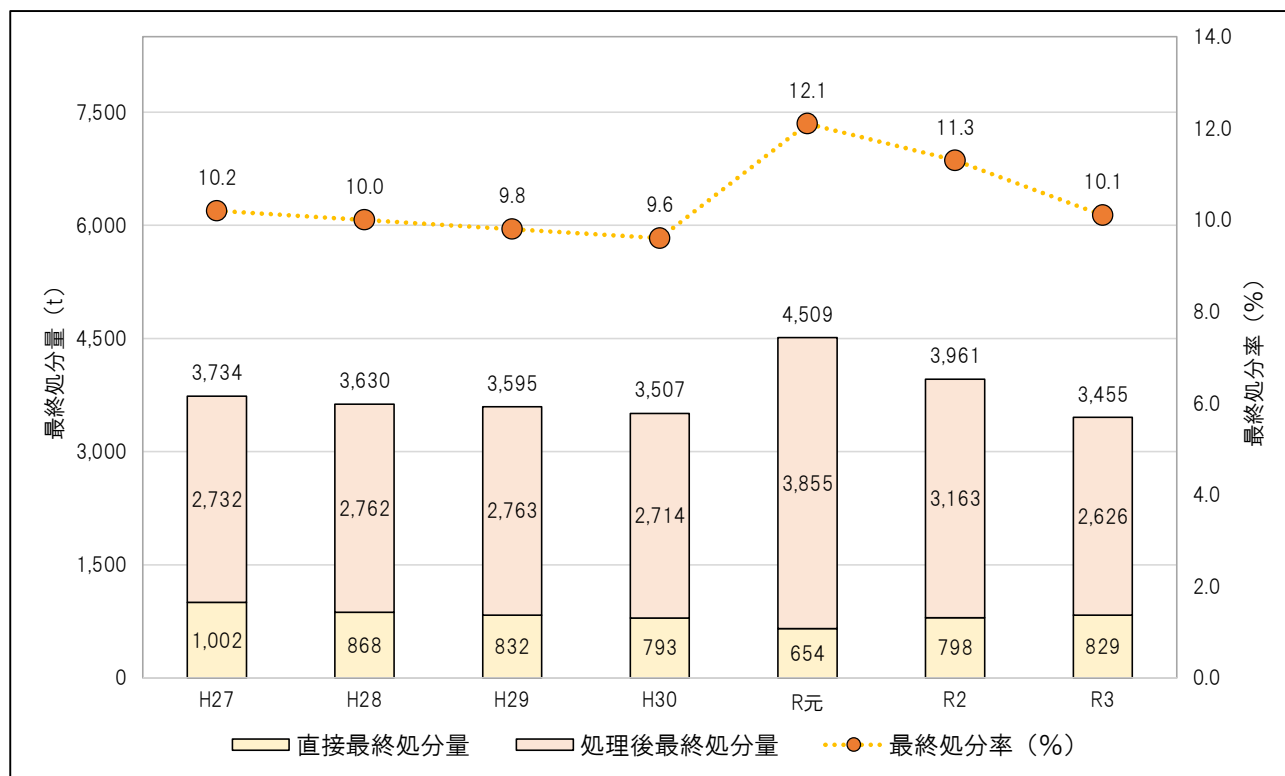


図 4-10 最終処分量の推移

(4) ごみ処理経費

直近7年間（平成27年度から令和3年度）におけるごみ処理経費の推移は以下に示すとおりです。

令和元年度（平成31年4月）から複数の焼却施設を集約化し、はつかいちエネルギークリーンセンターの稼働を開始したことにより、平成27年度と令和3年度を比較すると、市民1人あたりの処理経費（建設費等除く）は14,701円から10,206円と約31%低下し、ごみ1トン当たりの処理経費は46,887円から34,794円と約26%低下しています。

表 4-4 直近7年間におけるごみ処理経費の推移

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ごみ処理経費（建設費等除く）	千円	1,723,233	1,671,256	1,687,125	1,675,351	1,215,869	1,155,362	1,191,984
人口	人	117,222	117,169	117,523	117,435	117,098	117,045	116,788
市民1人あたり処理経費	円/人	14,701	14,264	14,356	14,266	10,383	9,871	10,206
ごみ排出量	t	36,753	36,301	36,581	36,706	37,392	35,019	34,258
ごみ1tあたり処理経費	円/t	46,887	46,039	46,120	45,642	32,517	32,992	34,794

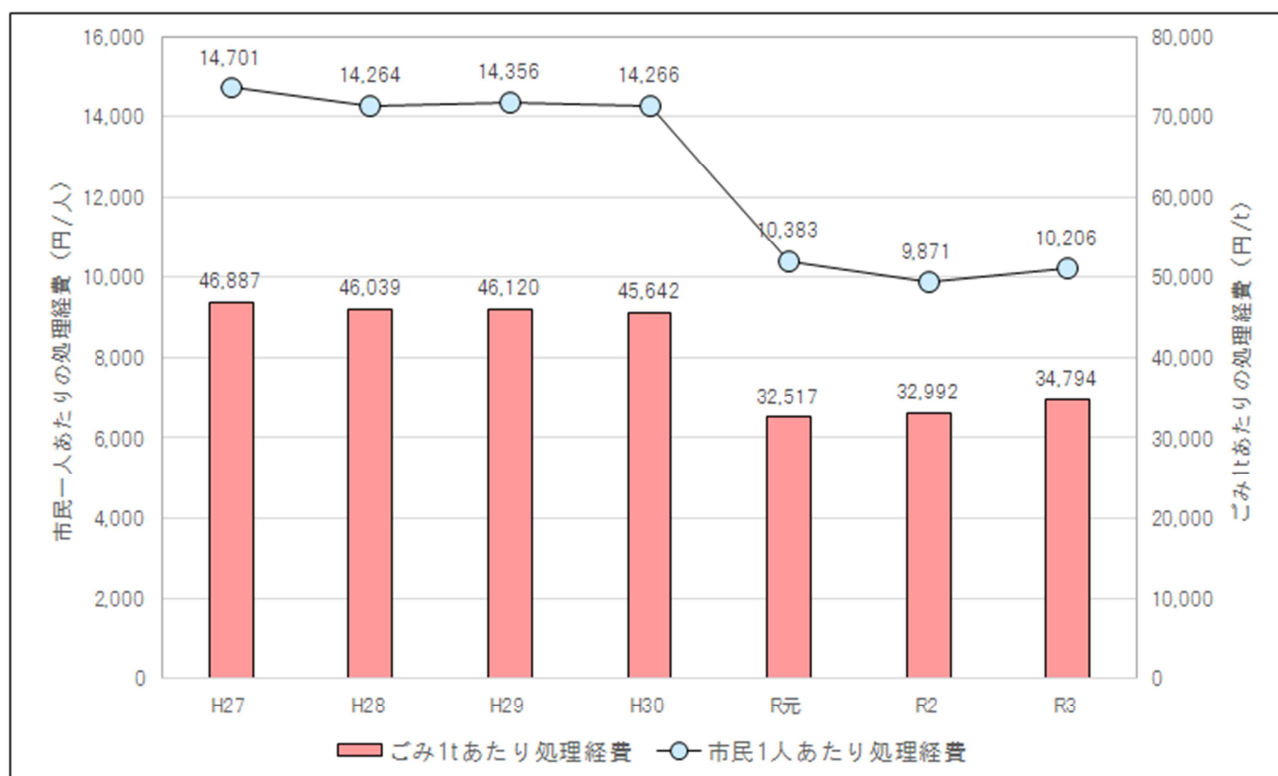


図 4-11 直近7年間におけるごみ処理経費の推移

第2節 前計画の達成状況及び成果等

1 国及び広島県等の目標

(1) 国の目標

国は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月21日 環境省告示第7号）の中で、一般廃棄物の減量化に関して、排出量、家庭系ごみ一人一日あたり平均排出量（家庭系ごみ排出量原単位）、再生利用率及び最終処分量の目標を個別に設定しています。

また、「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、一般廃棄物の減量化に関して、一人一日あたりごみ排出量（ごみ総排出量原単位）、家庭系ごみ一人一日あたり平均排出量（家庭系ごみ排出量原単位）及び事業系ごみ排出量の目標を個別に設定しています。

それぞれの目標等の内容は、以下に示すとおりです。

表 4-5 国の減量化目標等

区分	国が定める基本方針	循環型社会形成推進基本計画
基準年度	平成24年度	-
目標年度	令和2年度	令和7年度
排出量	排出量（t/年）を12%削減	ごみ総排出量原単位を850g/人日
	家庭系ごみ排出量原単位を500g/人日	家庭系ごみ排出量原単位を約440g/人日
	-	事業系ごみ排出量を約1,100万t
再生利用率	約27%	-
最終処分量	約14%削減	-

(2) 広島県の目標

広島県は令和3年3月に「第5次広島県廃棄物処理計画」を策定し、排出量、再生利用率及び最終処分量の目標を個別に設定しています。目標等の内容は、以下に示すとおりです。

表 4-6 広島県の減量化目標等

区分	広島県廃棄物処理計画
基準年度	平成30年度
目標年度	令和7年度
排出量	排出量（t/年）を89.1万トン以下
再生利用率	排出量に占める割合：32.5%以上
最終処分量	排出量に占める割合：12.2%以下

(3) 第6次廿日市市総合計画の目標

本市では、平成28年3月に第6次廿日市市総合計画前期計画、その後、第6次廿日市市総合計画後期計画を策定し、家庭系ごみ一人一日あたり平均排出量（家庭系ごみ排出量原単位）等の目標を個別に設定しています。目標等の内容は、以下に示すとおりです。

表4-7 第6次廿日市市総合計画の減量化目標等

区分	第6次廿日市市総合計画前期基本計画	第6次廿日市市総合計画後期基本計画
目標年度	令和2年度	令和7年度
排出量	家庭系ごみ原単位を406g/人日	家庭系ごみ原単位を560g/人日
	-	事業系ごみ排出量を11,174t
再生利用率	-	25.0%

2 前計画における数値目標の達成状況

前計画では、以下のとおり循環型社会形成に向けたごみ減量化に関する数値目標を「チャレンジ目標」として設定しました。あわせて、「ごみ処理経費」及び「温室効果ガス」についても数値目標を設定していました。

目標達成の見込みについて、「ごみ総排出量原単位」及び「家庭系ごみ排出量原単位」は、新型コロナウイルスの影響や家庭系燃やせるごみの有料化により、平成23年度実績より減少しているものの、令和4年度での目標達成は困難な状況です。

また、「リサイクル率」は、ごみ量の減少と同時に資源物量も減少しているため、目標達成は困難な状況ですが、「ごみ処理経費」及び「温室効果ガス排出量」は、はつかいちエネルギーセンターの稼働により、令和3年度時点で達成しており、令和4年度も達成できる見込みです。

なお、「温室効果ガス排出量」は、焼却等により生じた排出量から、売電や外部への熱供給による削減効果を差し引いた値とし、以下同様とします。

表4-8 前計画の達成状況

区分	計画時実績	最新実績	計画時目標	目標達成の可否
	平成23年度	令和3年度	令和4年度	
ごみ総排出量合計原単位	860.0g/人日	819.6g/人日	700g/人日	×：困難
家庭系ごみ排出量原単位	543.5g/人日	532.9g/人日	450g/人日	×：困難
リサイクル率※1	13.2%	11.2%	20.0%	×：困難
ごみ処理経費	18.27億円	11.92億円	14.00億円	○：達成見込み
温室効果ガス排出量	15,000t-CO ₂	7,708t-CO ₂	14,000t-CO ₂	○：達成見込み

※1 RDFを除いた値

3 前計画の成果

前計画では次の2点を重点施策として掲げ、ごみの減量化等を進めてきました。
その成果を次に示します。

(1) 家庭系燃やせるごみの有料化導入

①ごみを出す量に応じた負担を頂くことで、ごみ処理の受益者である市民に対し負担の公平性を確保し、②その財源をごみ処理に係るサービスの向上、拡充に活用し、市民に還元する仕組みを作ることを目的として、令和2年4月に家庭系燃やせるごみの有料化を導入しました。

(2) 新ごみ処理システムの構築（はつかいちエネルギークリーンセンターの整備）

老朽化した複数の焼却施設を集約化し、万全な公害防止対策などにより「安全・安心・安定」したごみ処理を実現し、加えてコスト削減と温室効果ガスを削減するため、平成31年4月に「はつかいちエネルギークリーンセンター」の供用を開始しました。

表 4-9 前計画における重点施策の成果

概要		内容
家庭系燃やせるごみの有料化導入	ごみ減量や分別に関する意識向上	アンケート調査にて、有料化前後のごみの出し方等の変化を確認したところ、 ①有料化前より排出量が減少（約33%）、②ごみを捨てることへの意識あり（約72%）（かなり意識をするようになった：26%、少し意識をするようになった：46%） との結果であり、一定の効果があったと言えます。
	排出量の減小及びそれに伴うごみ処理に係る経費削減	家庭系ごみ排出量（燃やせるごみ）は、令和元年度：20,455t、令和3年度：17,296tであり、新型コロナウイルスの影響で全国的に家庭ごみの量が増加している中、 約15%削減 しています。 排出量（処理量）が減小することで、ごみ処理施設の処理に係る費用等の削減に寄与 するためごみ処理に係る経費の観点でも一定の効果があったと言えます。
	市民還元事業の実施	有料化を実施したことにより、市としては新たに以下の事業を実施（またはサービスを拡大）しました。 【新規】 ふれあい収集、剪定枝破碎車両の派遣・剪定枝の資源化 佐伯クリーンセンター跡地での拠点回収 ごみ散乱防止ネット・ごみ一時保管庫購入費の補助 【拡大】 大型ごみ戸別収集事業の支援、生ごみ処理機購入費の補助 資源回収報奨金の増額、不法投棄監視カメラの設置
新ごみ処理システムの構築	ごみ処理経費の低減	令和元年度（平成31年4月）から複数の焼却施設を集約化し、はつかいちエネルギークリーンセンターの稼働を開始したことにより、ごみ処理経費（建設費等除く）は、平成30年度：1,675,351千円、令和3年度：1,191,984千円であり、 483,367千円（約29%）削減 しています。
	温室効果ガスの削減	はつかいちエネルギークリーンセンター稼働後は、発電（売電）や熱供給によりCO2排出量の相殺を図ることで、平成23年度：15,000t-CO2/年、令和3年度：7,708t-CO2/年となり、 約49%削減 しています。

第3節 ごみ処理における課題

1 家庭系ごみ排出量原単位

令和2年度における広島県内（市のみ）の家庭系ごみ排出量原単位（集団回収量を含む）は右表に示すとおりです。本市は569.8g/人日であり、県内の平均であり、14自治体中6位となっています。

	総人口 (人)	家庭系ごみ排出量			集団 回収量 (t)	家庭系ごみ排出量原単位 (集団回収含む)	
		合計 (t)	収集 (t)	直接搬入 (t)		(g/人日)	順位
合計	2,815,326	569,611	529,461	40,150	14,121	568.1	-
広島市	1,195,259	221,223	209,797	11,426	0	507.1	2
呉市	218,777	51,016	47,755	3,261	2,893	675.1	9
竹原市	24,676	6,007	4,730	1,277	111	679.3	10
三原市	92,332	18,483	15,617	2,866	808	572.4	7
尾道市	134,752	34,128	29,212	4,916	59	695.1	13
福山市	467,101	97,250	97,250	0	5,461	602.4	8
府中市	38,254	7,076	6,452	624	358	532.4	3
三次市	51,361	12,740	10,302	2,438	0	679.6	11
庄原市	34,296	6,692	4,941	1,751	0	534.6	4
大竹市	26,680	5,845	5,310	535	844	686.9	12
東広島市	188,929	37,714	31,569	6,145	1,524	569.0	5
廿日市市	117,045	23,644	22,833	811	697	569.8	6
安芸高田市	28,102	4,829	3,354	1,475	0	470.8	1
江田島市	22,488	5,970	5,970	0	424	779.0	14

ごみの組成調査の結果（P24、25）、家庭系可燃ごみ（重量比）の上位3品目は、調理くず、紙類、プラスチック類であることから、効果的なごみの発生抑制には、この上位3品目についての対策を実施する必要があります。国では、第四次循環型社会形成推進基本計画において令和12（2030）年度までの家庭系食品ロス量を平成12（2000）年度比で半減させること、プラスチック資源循環戦略において、令和12（2030）年度までに使い捨てプラスチックを累積25%排出抑制することを目標としており、本市においても積極的に取り組んでいく必要があります。

またアンケート調査結果において、ごみ分別アプリ、ごみ分別早見表などのごみ分別に係る広報物を除く多くのごみ減量化施策の認知度が半数以下となっていました。今後は、家庭系ごみの排出量の削減を図るために、ごみ減量化施策の検討を継続的に実施するとともに、さらなる周知徹底を図り、施策の認知度を高めていく必要があります。

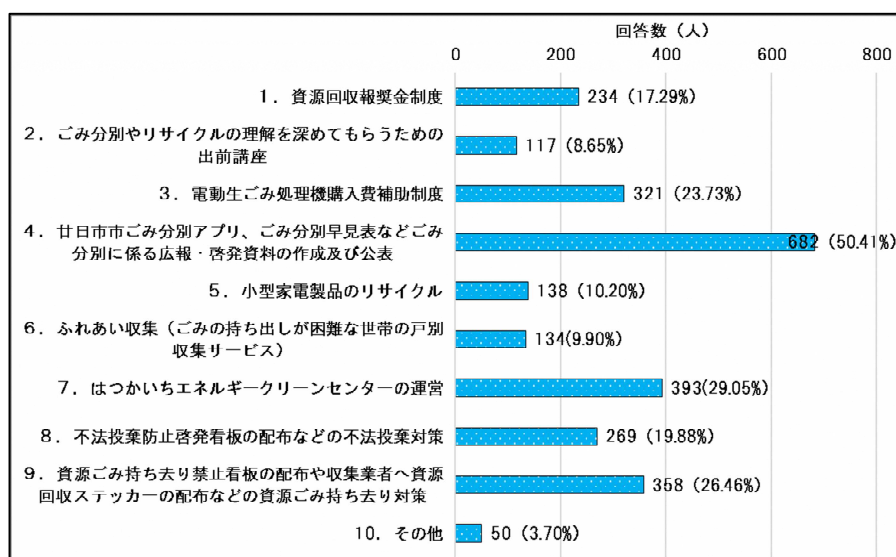


図 4-12 ごみ減量化施策の認知度

2 リサイクル率

令和 2 年度における広島県内のリサイクル率（市のみ。固形燃料等は除く）は以下に示すとおりです。本市は 11.6%であり、県内の平均である 12.8%を下回っており、14 自治体中 11 位となっています。

	総人口 (人)	集団 回収量 (t)	ごみ 処理量 (t)	資源化量			リサイクル率 (固形燃料等除く)	
				合計 (固形燃料等な (t)	合計 (集団回収 あり) (t)	固形燃料等 (t)	(%)	順位
合計	2,815,326	14,121	885,509	115,503	176,469	60,966	12.8	-
広島市	1,195,259	0	355,545	46,238	47,242	1,004	13.0	8
呉市	218,777	2,893	73,264	9,968	9,968	0	13.1	7
竹原市	24,676	111	8,596	1,051	1,051	0	12.1	9
三原市	92,332	808	30,610	3,188	3,188	0	10.1	13
尾道市	134,752	59	53,983	7,697	7,697	0	14.2	6
福山市	467,101	5,461	151,853	16,457	68,443	51,986	10.5	12
府中市	38,254	358	10,824	2,148	5,873	3,725	19.2	2
三次市	51,361	0	16,873	3,209	3,209	0	19.0	3
庄原市	34,296	0	9,514	1,668	3,920	2,252	17.5	4
大竹市	26,680	844	8,112	1,888	1,888	0	21.1	1
東広島市	188,929	1,524	63,794	6,122	6,122	0	9.4	14
廿日市市	117,045	697	35,019	4,142	4,142	0	11.6	11
安芸高田市	28,102	0	7,745	1,212	1,899	687	15.6	5
江田島市	22,488	424	8,633	1,086	1,086	0	12.0	10

ごみの組成調査の結果（P24、25）、紙類（重量比）について、家庭系可燃ごみは 25.4%、事業ごみは 11.9%となっています。プラスチック類（重量比）について、家庭ごみは 19.0%、事業ごみは 13.4%となっています。紙類及びプラスチック類以外のリサイクル可能なものも、可燃ごみとして排出されていることから、一層の分別を徹底し、再資源化を推進する必要があります。

また、令和 4 年 4 月からのプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行により、プラスチック製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体において、プラスチック資源循環等の取組を促進することから、本市においても積極的に取り組んでいく必要があります。

3 温室効果ガス排出量

廃棄物処理等における温室効果ガスの排出量については、前計画で掲げた令和 4 年度目標値（14,000t-CO₂/年）を令和 3 年度実績（7,708t-CO₂/年）で達成しており、令和 4 年度においても達成できる見込みです。

また、令和 4（2022）年 6 月の『ゼロカーボンシティ』宣言を踏まえ、さらなる温室効果ガス排出量の削減に取り組む必要があります。

第4節 基本方針

ごみ処理基本計画における基本方針は、基本理念『協働による持続可能な循環型社会の実現 ～ゼロカーボンシティへの挑戦～』の実現を目指し、以下のとおり設定しました。

【基本方針1】

市民・事業者・行政のオールはつかいちによる取組の推進

ごみの減量化・資源化を実施するためには、市民、事業者、行政それぞれが主体となり、考え方や行動を見直し、適切な役割分担の下で連携、行動することが必要となります。市民・事業者は、さらなる減量化・資源化、温室効果ガスの削減に向けて、分別の徹底に取り組むとともに、ライフスタイルや事業のあり方を意識し、取組を推進していきます。市は、啓発や積極的な情報発信を通じて、循環型社会の実現に向けた市民や事業者の取組を支援します。

【基本方針2】

3R（リデュース・リユース・リサイクル）＋Renewable（リニューアブル）の推進

循環型社会を実現するため、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化））を推進するとともに、「プラスチック資源循環戦略」の基本原則でも示されるように、今後は3Rに加え、Renewable（再生可能資源への代替）についても取り組み、温室効果ガスの削減を図ります。

【基本方針3】

安定的で効率的なごみ処理体制の確保

今後も引き続き、効率的かつ適正な収集運搬を行うとともに、ごみ処理施設の環境負荷低減とコスト削減を十分に考慮した運転管理を行い、安定的で効率的なごみ処理体制を確保します。また、老朽化している施設の対応を検討し、ごみの減量化や資源化を推進します。

第5節 計画目標

1 目標

「人口」廿日市市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける減少率を考慮して設定

本計画における目標を設定するにあたり、まず将来人口を設定します。本市では、上位計画として令和3年7月に「廿日市市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和3年改訂版）」を策定しており、本計画の将来人口は上位計画における減少率を考慮して設定します。

<排出抑制目標>

上位計画である「第2次廿日市市環境基本計画」において示した環境の将来像「海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち」を実現し、世界文化遺産の厳島神社や豊かな自然環境を次世代につないでいくため、ごみ排出量原単位において『**県内市第1位（トップランナー）**』を目指し、ごみの減量化を推進します。

「ごみ総排出量原単位」県内市第1位

目標数値は、令和2年度実績における県内市第1位の値「741.2g/人日」を踏まえ、さらなるごみの減量化を行い『**740g/人日（集団回収量を含む）**』とします。

本市では、令和3年度実績が819.6g/人日のため、80g/人日程度の削減を目指します。

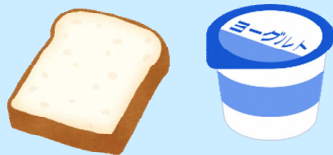
「家庭系ごみ排出量原単位」県内市第1位

目標数値は、令和2年度実績における県内市第1位の値「470.8g/人日」を基準とし、さらなる減量化を行い『**470g/人日（集団回収量を含む）**』とします。

本市では、令和3年度実績が548.8g/人日のため、80g/人日程度の削減を目指します。

【コラム】80gの目安は？

80gの目安は5枚切り食パン1枚分、ヨーグルト1個分です。



＜資源化目標＞

リサイクルの方法は燃やせるごみを焼却せず固形燃料にする RDF やごみ焼却後の焼却灰のセメント原料化など、各自治体で様々です。

資源化目標については、RDF や焼却灰のセメント原料化などを除く資源化率とし、排出抑制目標と同様に『**県内市第 1 位**』を目標とします。

『リサイクル率』県内市第 1 位

目標数値は、令和 2 年度実績における県内市第 1 位の値「21.1%」を基準とし、さらなる 3 R の推進及びリサイクル率の向上を図り『**22%**』とします。

本市では、令和 3 年度実績が 11.2%のため、約 11%程度の増加を目指します。

＜温室効果ガス排出量削減目標＞

温室効果ガス排出量の削減に関して、国は令和 12（2030）年度において平成 25（2013）年度比 46%削減を目標としています。

本計画は令和 14（2032）年度を計画期間としていることから、**令和 14（2032）年度において 46%以上**削減することを目標とします。

『温室効果ガス排出量』令和 14(2032)年度において 46%以上の削減

温室効果ガス排出量の削減に関して、本計画では、国が掲げる目標を達成できるように取り組み、廃棄物処理等における温室効果ガスの排出量を、8,100t-CO₂/年以下とします。

更に、焼却による温室効果ガスの排出を削減するため、現在、焼却しているプラスチックの資源化に取り組みます。

なお、温室効果ガス排出量は、焼却等により生じた排出量から、売電や外部への熱供給による削減効果を差し引いた値とします。

2 計画数値

令和3年度までの実績値と、計画目標に基づき減量化を達成するためのごみ排出量等の計画数値を以下に示します。

表 4-10 計画数値

	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		実績値				
人口	人	117,523	117,435	117,098	117,045	116,788
ごみ総排出量	t	37,643	37,704	38,281	35,716	34,939
家庭系ごみ排出量	t	24,050	23,944	25,640	23,644	22,715
事業系ごみ排出量	t	12,531	12,762	11,752	11,375	11,543
集団回収量	t	1,062	998	889	697	681
ごみ総排出量原単位	g/人日	877.5	879.6	895.7	836.0	819.6
家庭系ごみ排出量原単位	g/人日	585.4	581.9	620.7	569.8	548.8

	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		推計値				
人口	人	116,010	115,232	114,454	113,675	113,554
ごみ総排出量	t	34,400	33,866	33,337	32,811	32,478
家庭系ごみ排出量	t	22,252	21,796	21,343	20,895	20,573
事業系ごみ排出量	t	11,467	11,389	11,313	11,235	11,224
集団回収量	t	681	681	681	681	681
ごみ総排出量原単位	g/人日	812.4	805.2	798.0	790.8	783.6
家庭系ごみ排出量原単位	g/人日	541.6	534.4	527.2	520.0	512.8

	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
		推計値					
人口	人	113,433	113,312	113,191	113,069	112,890	112,711
ごみ総排出量	t	32,145	31,813	31,482	31,151	30,805	30,443
家庭系ごみ排出量	t	20,252	19,932	19,613	19,294	18,965	18,655
事業系ごみ排出量	t	11,212	11,200	11,188	11,176	11,159	11,107
集団回収量	t	681	681	681	681	681	681
ごみ総排出量原単位	g/人日	776.4	769.2	762.0	754.8	747.6	740.0
家庭系ごみ排出量原単位	g/人日	505.6	498.4	491.2	484.0	476.8	470.0

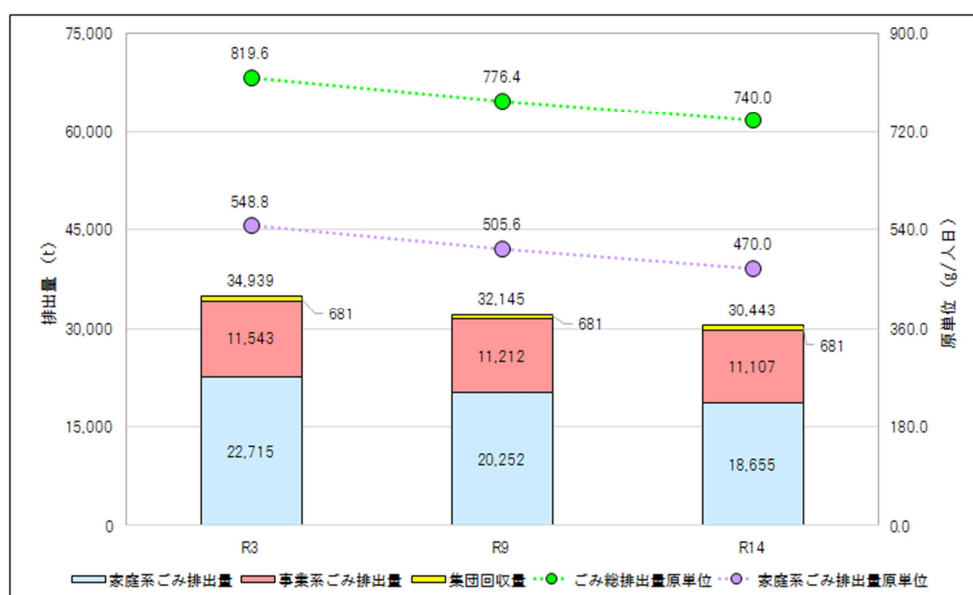


図 4-13 排出量等の将来予測

3 従来から実施している施策を継続して実施した場合の将来推計値

令和3年度までの実績値と、従来から実施している施策のみを継続して実施した場合のごみ排出量等の将来推計値を以下に示します。

表 4-11 従来から実施している施策を継続して実施した場合の将来推計値（参考）

	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		実績値				
人口	人	117,523	117,435	117,098	117,045	116,788
ごみ総排出量	t	37,643	37,704	38,281	35,716	34,939
家庭系ごみ排出量	t	24,050	23,944	25,640	23,644	22,715
事業系ごみ排出量	t	12,531	12,762	11,752	11,375	11,543
集団回収量	t	1,062	998	889	697	681
ごみ総排出量原単位	g/人日	877.5	879.6	895.7	836.0	819.6
家庭系ごみ排出量原単位	g/人日	585.4	581.9	620.7	569.8	548.8

	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		推計値				
人口	人	116,010	115,232	114,454	113,675	113,554
ごみ総排出量	t	35,620	35,361	35,113	34,878	34,787
家庭系ごみ排出量	t	23,396	23,137	22,889	22,654	22,563
事業系ごみ排出量	t	11,543	11,543	11,543	11,543	11,543
集団回収量	t	681	681	681	681	681
ごみ総排出量原単位	g/人日	841.2	840.7	840.5	840.6	839.3
家庭系ごみ排出量原単位	g/人日	568.6	566.3	564.2	562.4	560.8

	単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
		推計値					
人口	人	113,433	113,312	113,191	113,069	112,890	112,711
ごみ総排出量	t	34,704	34,621	34,547	34,477	34,395	34,318
家庭系ごみ排出量	t	22,480	22,397	22,323	22,253	22,171	22,094
事業系ごみ排出量	t	11,543	11,543	11,543	11,543	11,543	11,543
集団回収量	t	681	681	681	681	681	681
ごみ総排出量原単位	g/人日	838.2	837.1	836.2	835.4	834.7	834.2
家庭系ごみ排出量原単位	g/人日	559.4	558.0	556.8	555.7	554.6	553.6

第6節 ごみ減量化施策

基本方針1



市民・事業者・行政のオールはつかいちによる取組の推進

基本施策1『市民・事業者の意識の向上』	施策1	市民への情報発信
	施策2	排出事業者への減量指導等
基本施策2『正しいごみ分別の促進』	施策3	正しい分け方を促進するための広報・啓発
基本施策3『協議体制の整備』	施策4	廃棄物減量等推進審議会の運営
	施策5	公衆衛生推進協議会との連携

基本方針2



3R（リデュース・リユース・リサイクル）+Renewable（リニューアブル）の推進

基本施策1『リデュースの推進』	施策6	【重点施策】食品ロスの削減
	施策7	プラスチックごみの削減
	施策8	生ごみ処理機購入費補助
基本施策2『リユースの推進』	施策9	バザーやフリーマーケットの積極的な利用
	施策10	リユース製品の利用促進
基本施策3『リサイクルの推進』	施策11	資源回収推進報奨金
	施策12	事業系ごみの分別指導
	施策13	剪定枝のリサイクル
	施策14	小型家電製品のリサイクル
	施策15	【重点施策】プラスチックの資源循環
	施策16	新たな品目の資源化の検討
基本施策4『リニューアブルの推進』	施策17	再生可能な資源の利用

基本方針3



安定的で効率的なごみ処理体制の確保

基本施策1『収集運搬』	施策18	収集に関するサービス
	施策19	ごみ収集運搬業の許可
基本施策2『中間処理』	施策20	旧焼却施設の解体と跡地の有効利用
	施策21	はつかいちエネルギーグリーンセンターの利便性向上
	施策22	はつかいちリサイクルプラザの設備更新等の検討
基本施策3『最終処分』	施策23	最終処分場の延命化と維持管理
基本施策4『その他』	施策24	災害廃棄物対策
	施策25	不法投棄、野外焼却対策
	施策26	在宅医療系廃棄物対策
	施策27	資源ごみ持ち去り対策
	施策28	危険なごみの分別、排出方法の周知及び安全な処理

重点施策1 食品ロスの削減

食品ロスについては、「第四次循環型社会形成推進基本計画」で SDGs を踏まえ、令和 12（2030）年度までに家庭からの食品ロスを平成 12（2000）年度比で半減するとの目標が定められており、市民、事業者及び行政が連携した取り組みを実施する必要があります。こうした状況を踏まえ、本計画のごみ減量化施策に新たに追加しました。

また、令和元年 5 月 31 日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布（同年 10 月 1 日施行）され、多様な主体が連携して食品ロスの削減を推進することが求められており、本市においても、ごみの発生抑制のため、取組を進める必要があります。

本市では令和 2 年度に家庭系燃やせるごみの組成調査を実施した結果、食べ残しや手つかず食品は全体の約 6.7%を占めており、その量は年間約 1,200t になると推計されます。

家庭系ごみの食品ロスを削減するためには各家庭での取組が重要であり、取組内容は以下のとおり多岐にわたります。

今後は、『食品ロスの削減』に係る施策の内容を『市民』、『事業者』及び『行政』が、それぞれの立場で行動に移していくことが必要です。

【家庭系ごみの食品ロス削減の取り組み（例）】

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 〔買い物〕 | 事前に食材と消費期限等をチェックし、必要なものをリスト化 |
| 〔保存、保管〕 | 細かな物はケースに入れ、消費期限、賞味期限の短いものを手前に配置 |
| 〔調理〕 | 食べ残しにならないよう、人数に応じた量を意識して調理 |
| 〔外食〕 | 必要な量、食べきれる量を意識して注文する |

重点施策2 プラスチックの資源循環

国は、令和元年 5 月に海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化などの幅広い課題に対応する「プラスチック資源循環戦略」を策定し、また、令和 4 年 4 月にはプラスチックの資源循環の取組を促進する「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行しており、更なるプラスチックの資源化が求められています。

本市は令和 4（2022）年 6 月に『ゼロカーボンシティ』を宣言しており、ゼロカーボンの観点からも、焼却による二酸化炭素の排出量が多いプラスチックを焼却せず、資源化するため、プラスチックの資源循環に係る施策を新たに本計画に追加しました。

基本方針 1	基本施策	関連する SDG s
市民・事業者・行政のオールはつがいちによる取組の推進	◆市民・事業者の意識の向上 ◆正しいごみ分別の促進 ◆協議体制の整備	

基本施策 1 市民・事業者の意識の向上

施策 1 市民への情報発信

『実施する施策の認知度向上』及び『ごみ減量化・資源化に対する意識向上』を目的として、市民に対し、ごみ分別に関する情報や実施施策について周知を行います。

市民	○ 市が発信した情報を受け、ごみの分別、市が取り組んでいるごみ減量化施策及びリサイクルについて学び、実践します。 ○ 事業者の環境への配慮、取組を意識して商品やサービスを購入します。
事業者	○ 啓発講座の講師を派遣するなど、市を支援します。 ○ 自社の環境への配慮や取組を積極的に PR します。
行政	○ 市ホームページ、広報誌及びごみ分別アプリで、ごみの分別に関する情報や市が取り組んでいるごみ減量化・資源化施策に関する情報を発信します。 ○ ごみの分別や市が取り組んでいるごみ減量化・資源化施策に関する情報について、出前講座を開催します。 ○ はつがいちエネルギークリーンセンターや市民センターで、リサイクルに関する啓発講座を開催します。 ○ 小中学生や大人など様々な世代を対象に、施設見学を実施します。 ○ 環境イベントや施設内でポスター啓発、減量化に関する機材等を展示します。 ○ DX を活用したごみ減量化施策を検討します。

施策2 排出事業者への減量指導等

『事業系ごみの減量化・資源化』を目的として、事業者への減量指導等を行います。

事業者	○ 全ての事業者が「排出者責任」を自覚し、ごみの減量化に取り組めます。 ○ 多量排出事業者は、廃棄物処理担当者の選任、廃棄物減量計画を作成し、ごみ減量に取り組めます。 ○ 収集運搬許可業者は、事業者の適正排出、減量化を支援します。
行政	○ 大量排出事業者に対し、減量化の協力要請をします。 ○ 排出事業者に対し、市ホームページ等を活用してごみの減量化方法等を啓発します。 ○ 市で作成した事業系一般廃棄物取扱マニュアル（以下、「事業系マニュアル」といいます。）の周知を図り、ごみの減量、適正処理に向けた助言・指導を行います。 ○ 事業系マニュアルを必要に応じて更新します。 ○ 販売店、飲食店に食品ロス対応アプリ等との連携を奨励します。

基本施策2 正しいごみ分別の促進

施策3 正しい分け方を促進するための広報・啓発

『ごみ分別の意識向上』、『ごみの資源化・減量化』及び『ごみ置場の適正な管理』を目的として、ごみ分別の周知徹底を行います。

市民	○ ごみ分別早見表、ごみ分別ポスター、ごみ分別アプリを活用してごみを正しく分けて排出します。 ○ 市民一人ひとりがごみの減量化・資源化に取り組めます。 ○ ごみ置場は地域で適正に管理します。
事業者	○ 事業系マニュアルをよく見てごみを正しく分けて排出します。 ○ 産業廃棄物は自ら適正処理するか、産業廃棄物処理業者に処理を委託します。
行政	○ ごみ分別アプリの内容は最新の内容に更新します。 ○ ごみ分別早見表、ごみ分別ポスター及び事業系マニュアルについて、必要な市民・事業者が市のホームページで確認できるようにします。 ○ 市外からの転入者等に対し、転入届提出時にごみ分別早見表及びごみ分別ポスターを配布します。 ○ 外国語版のごみ分別ポスターを作成します。 ○ 正しく分別されていないごみには取り残しステッカーを貼付し、啓発を行います。 ○ 地域や事業所の要請に応じて、ごみの分別、減量化に関する出前講座を開催します。

基本施策3 協議体制の整備

施策4 廃棄物減量等推進審議会の運営

『一般廃棄物処理基本計画の実施状況を確認し、その後の計画に活かす』ことを目的として、廃棄物減量等推進審議会の運営を行います。

市民	○ 審議会へ積極的に参加します。 ○ 委員として参加し積極的に発言します。 ○ 地域や市民の声、事業者の意見に耳を傾け、よりよい提案を心がけます。 ○ 審議会への参加が難しい場合は、ホームページより議事摘録や審議資料を確認し、行政へ意見を発信します。
事業者	○ 審議会へ積極的に参加します。 ○ 委員として参加し積極的に発言します。 ○ 地域や市民、お客様の声、他の事業者の意見に耳を傾け、よりよい提案を心がけます。 ○ 審議会への参加が難しい場合は、ホームページより議事摘録や審議資料を確認し、行政へ意見を発信します。
行政	○ 廃棄物減量等推進審議会を設置し、ごみ減量化施策の実施状況及び効果等の確認をはじめ、一般廃棄物処理基本計画に関する事項について審議します。 ○ 地域や市民の声、事業者の意見に耳を傾け、よりよい施策を検討します。

施策5 公衆衛生推進協議会との連携

『地域や市民の意見をくみ上げ、計画に活かす』ことを目的として、公衆衛生推進協議会との連携を図ります。

市民	○ 地域一斉清掃などの取組へ積極的に参加します。 ○ 「生活環境や地域の衛生環境は自分たちで守る」公衆衛生を自覚します。 ○ 行政へ直接意見を申し入れることが難しい場合は、地域の衛生推進委員等へ意見を伝えます。
事業者	○ 地域一斉清掃などの取組へ積極的に参加します。 ○ 「生活環境や地域の衛生環境は自分たちで守る」公衆衛生を自覚します。 ○ 行政へ直接意見を申し入れることが難しい場合は、地域の衛生推進委員等へ意見を伝えます。
行政	○ 公衆衛生推進協議会と連携し、一般廃棄物処理基本計画等に関する事項について、地域や市民の意見をくみ上げます。 ○ ごみの分別方法の周知や不法投棄防止について、公衆衛生推進協議会と連携して取り組みます。

基本方針 2	基本施策	関連する SDG s
3 R (リデュース・リユース・リサイクル)+Renewable (リニューアブル) の推進	◆リデュースの推進 ◆リユースの推進 ◆リサイクルの推進 ◆リニューアブルの推進	    

基本施策 1 リデュースの推進

施策 6 食品ロスの削減

重点施策

『食品ロスの削減』及び『食品ロスに係る事業者の意識向上』を目的として、情報発信やフードドライブの実施、食品ロスの削減に取り組む事業者の公表等を行います。

市民	○ 食材は必要な量だけ購入します。買い物前に冷蔵庫の中身をチェックして、食材を二重に買ってしまうことのないようにします。 ○ 食材は「賞味期限」と「消費期限」をチェックして、使い切ります。 ○ 余った食材は冷凍したり、リメイク料理にして食べきります。 ○ 食べ切れない食材は、フードドライブを活用します。 ○ 外食、宴会やパーティでは、最初の 30 分、最後の 10 分を自席に戻り、テーブルの上の料理を食べきる「3010 (サンマルイチマル) 運動」を徹底します。 ○ 飲食店では食べきれる量の注文を心がけます。食べきれない場合は、ドギーバッグなどによる持ち帰りを行います。
事業者	○ 飲食店は、通常メニューとあわせて、子どもや小食な人でも食べきれる少量メニューを提供できるように配慮します。 ○ 飲食店は「3010 (サンマルイチマル) 運動」の呼びかけの実施や可能な限りお客が自己責任で食べ残しを持ち帰る環境を整えます。 ○ 食品販売店は、小分け商品の採用や、賞味期限・消費期限が近い食品の販売方法を工夫します。 ○ 食品販売店は売れ残り商品や規格外商品をフードバンクに引き渡します。
行政	○ 食品ロスの削減に関する情報を発信します。 ○ フードドライブの実施方法等を検討し、実施に向けて取り組みます。 ○ 食品ロス削減に向け、他事例の取組を調査し、施策を検討、実施します。なお、検討にあたっては、「市民」、「事業者」、「行政」それぞれの立場で実施可能なものを整理し、食品ロスを生じないような仕組の確立を目指します。 ○ 食品ロスの削減に向けて取り組んでいる事業者を募集し、事業者名や実施内容などを公表します。 ○ 食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロスの削減に向けた各種取組を推進します。 ○ 組成調査を定期的の実施し、食品ロスの発生量の把握に努めるとともに、市民に対して、調査結果を公表します。 ○ 事業者に対して、フードバンクの実施や協力を呼びかけます。

施策7 プラスチックごみの削減

循環型社会を形成するためには化石燃料などの限りある資源の使用を抑制する必要があります。

また、近年プラスチックの海洋流出も深刻な問題となっていることから、『プラスチックごみの削減』を目的として、プラスチック製品の利用削減に向けた普及啓発等を行います。

市民	○ 商品を選ぶ際は、詰め替え商品や繰り返し使えるもの、簡易包装や環境に配慮したものを優先して選ぶ Cool Choice（クールチョイス、賢い選択）を心がけます。 ○ 商品を持ち帰る際は、マイバッグ、マイボトルなどを使用し、使い捨てプラスチックごみを削減します。 ○ 外出前に給水スポットを調べて、マイボトルを積極的に利用します。 ○ なるべくプラスチックを使用しない製品を購入するようにします。 ○ プラスチック製品を購入した場合には、なるべく長く使用します。
事業者	○ 詰め替え商品や繰り返し使えるもの、環境に配慮した商品を取り扱い、消費者の選択の幅を広げます。 ○ 使い捨てプラスチックによる飲食物の提供は、必要最小減とし、可能な範囲で再生可能な資源に代替（リニューアブル）します。 ○ マイボトルの利用促進や過剰包装の廃止等に取り組みます。 ○ プラスチックを使用した製品を使用する場合には、再生プラスチックやバイオマスプラスチックなど、環境性能が認められた製品を選ぶように努めます。
行政	○ プラスチック製品の適正利用と減量化に向けて啓発を行います。 ○ プラスチックの削減に取り組んでいる事業者を、ホームページなどを活用し紹介します。 ○ ペットボトルを削減するため、給水スポットの設置を検討します。 ○ 使い捨てプラスチックを削減するため、再生可能な製品を使用する事業者の支援を検討します。 ○ 「国等による環境物品の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の対象品以外でも再生プラスチック、バイオマスプラスチックを使用した製品を優先的に購入します。

施策 8 生ごみ処理機購入費補助

調理くずや食品ロス等の生ごみは家庭系燃やせるごみの約 4 割を占めていることから、『家庭系燃やせるごみのうち、生ごみの排出量』の削減を目的として、生ごみ処理機購入費補助制度を運用します。

市民	○ 生ごみの減量化、有効利用を進めるため、生ごみ処理機の購入費補助制度を活用し、ごみの減量化に取り組みます。 ○ 生ごみ処理機を使った感想や減量効果を、地域での口コミや SNS を使い積極的に広めていきます。
事業者	○ 電動生ごみ処理機、コンポスト容器やキエーロなどを取り扱い、普及を促進します。また、消費者に市補助金の活用を案内します。
行政	○ 電動生ごみ処理機、コンポスト容器やキエーロなどの非電動生ごみ処理器の購入を希望する市民に対し、購入費の一部を補助します。 ○ 電動生ごみ処理機、キエーロによる減量効果を、イベントでの実演やホームページなど通じて紹介し、活用を促進します。

基本施策 2 リユースの推進

施策 9 バザーやフリーマーケットの積極的な利用

ごみを減量化するには、使える物は繰り返し使用し、不要になった物は必要としている人に譲るなど、ごみを発生させない行動が必要であることから、『リユースの推進』を目的として、バザーやフリーマーケットを積極的に利用します。

市民	○ サイズが合わなくなった服や自転車、使わなくなった教材、おもちゃなどを、親戚や身近な人に提供し、活用します。 ○ バザーやフリーマーケット、リサイクルショップ、フリマアプリなどを積極的に利用します。
事業者	○ 常設店での中古品、リサイクル品の販売のほか、バザーやフリーマーケットの開催に向け、協力します。 ○ フリマアプリなどを積極的に利用し、リユース市場の気運を高めます。
行政	○ 環境イベントでバザーやフリーマーケットの開催を検討します。 ○ 所属部署で不要となった利用可能なものは、他部署での活用を募集します。

施策 10 リユース製品の利用促進

『リユースの推進』を目的として、市内でのイベントにおいてリユース製品の利用促進を図ることや、新たなリユース製品の研究、開発を行い、リユースの促進を図ります。

市民	○ 中古品や修理品など、リユースされた製品を利活用します。 ○ びん販売の商品を積極的に利用します。びんはきちんと洗浄し、購入先に戻します。
事業者	○ 通い箱やリターナルびんなど、リユースによる商品流通に取り組みます。 ○ イベントにおいて、リユース製品のPRを行い、利用を促進します。 ○ 新たなリユース製品の研究、開発を行います。
行政	○ 市民や事業者が実際に取り組んでいるリユースに関する活動や製品等に関する情報を発信します。 ○ リユース、リサイクルに関する講座やイベントを開催します。

基本施策 3 リサイクルの推進

施策 11 資源回収推進報奨金

『地域住民のリサイクル意識の醸成』、『家庭系ごみの減量化・資源化』を目的として、資源回収推進報奨金制度により、資源回収を推進します。

市民	○ 子ども会や自治会、あるいはコミュニティ活動の資源回収に参加します。 ○ 環境学習の一環として資源回収を実施します。
行政	○ 子ども会・町内会などが実施する資源回収活動に対して報奨金を交付します。 ○ 広報やホームページなどを通じ、新たな活動団体の登録を促します。

施策 12 事業系ごみの分別指導

事業系ごみの中には紙類（11.9%）、食品ロス（10.4%）、プラスチック類（13.4%）など、約36%の減量化または資源化可能なごみが含まれています。

こうした状況を踏まえ、排出事業者に対し『ごみ分別の徹底』の呼びかけ、ごみ収集時の『排出状況の確認』を徹底するよう、直接搬入する事業者及び事業系ごみの許可業者へ指導を行います。

事業者	○ ごみの排出時は、事業系マニュアルをよくみてごみを正しく分けて排出します。 ○ 事業系ごみの収集時には、きちんと分別されていることを確認して回収します。分別が間違えている場合は正しい分別を行うよう、呼びかけます。
行政	○ 事業系ごみの直接搬入者に対し、ごみ分別の徹底を指導します。 ○ 事業系ごみの許可業者を対象とし、はつかいちエネルギーセンターで展開検査を行い、展開検査の結果を踏まえ、排出事業者に対してごみの排出状況を周知します。 ○ 展開検査時には、処理不適物の混入の有無もあわせて確認します。

施策 13 剪定枝のリサイクル

『剪定枝のリサイクル推進』を目的として、市内の地域清掃やボランティア活動で発生した剪定枝を回収し資源化を行います。

市民	○ 地域清掃やボランティア活動で発生した剪定枝は、剪定枝破砕車両等を活用し、資源化を行います。 ○ 自分で剪定した庭木は正しく分別し、資源化に努めます。
行政	○ 地域清掃やボランティア活動で発生した剪定枝を、剪定枝破砕車両等の派遣を行い回収、資源化します。 ○ 剪定枝の資源化を促進するため、関係団体に対し、剪定枝破砕車両の活用を周知します。 ○ 環境イベント等で剪定枝の破砕を実演します。

施策 14 小型家電製品のリサイクル

デジタルカメラや携帯電話などの小型家電製品には、有用な資源が含まれていることから、『小型家電製品のリサイクル』を目的として、はつかいちエネルギークリーンセンターで小型家電製品から資源化物を回収するほか、民間事業者と連携し拠点回収を行います。

行政	○ はつかいちエネルギークリーンセンターで小型家電製品を回収します。 ○ 民間事業者と連携し、市役所等での小型家電製品の拠点回収を行います。 ○ 民間事業者と連携し、小型家電製品の宅配便回収を促進します。
----	--

施策 15 プラスチックの資源循環

重点施策

『プラスチック資源循環の推進』を目的として、容器包装プラスチックの収集品目の拡大や製品プラスチックの資源化の検討及び再生プラスチック製品の積極的な利用の推進を行います。

市民	○ プラスチック製品等の再生品を積極的に利用します。 ○ プラスチック製品等を購入する際は、リサイクルしやすい商品を購入します。
事業者	○ プラスチック製品等の再生品を積極的に利用します。 ○ プラスチック製品等を購入する際は、リサイクルしやすい商品を購入します。
行政	○ 国の動向や自治体での先進的な事例を参考に、容器包装プラスチックの収集品目の拡大や製品プラスチックの収集、資源化について検討し、実施に向けて取り組みます。 ○ プラスチックごみの資源化に向けて、はつかいちリサイクルプラザの更新や改修を含め、今後のあり方や民間事業者との連携などについて検討します。

施策 16 新たな品目の資源化の検討

『新たな品目の資源化』を目的として、リサイクルに関する新技術の調査や先進自治体の事例を調査し、新たな品目の資源化に向けた検討を行います。

行政

- リサイクルに関する新技術の調査や先進自治体の事例等を踏まえ、新たな品目のリサイクルについて検討します。

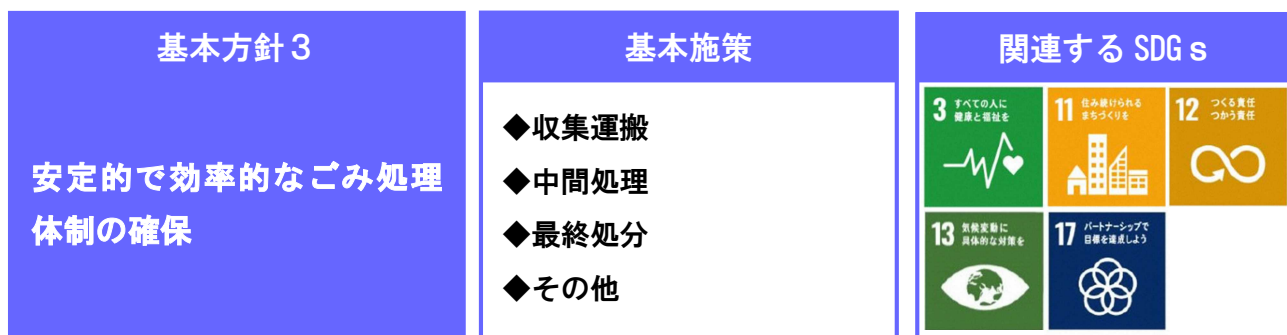
基本施策 4 リニューアブルの推進

施策 17 再生可能な資源の利用

「プラスチック資源循環戦略」において、「可燃ごみ袋など、その利用用途から焼却せざるを得ないプラスチックには、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを最大限使用し、かつ、確実に熱回収する」と示されています。そうした状況を踏まえ、『プラスチック製品の原料における化石燃料の使用抑制』を目的として、市の有料指定ごみ袋等にバイオマスプラスチックの導入を検討します。

行政

- 市のボランティア清掃用ごみ袋にバイオマスプラスチックの導入を検討します。
- 市の有料指定ごみ袋にバイオマスプラスチックの導入を検討します。



基本施策 1 収集運搬

施策 18 収集に関するサービス

『収集に関するサービス向上と適正処理』を目的として、ふれあい収集の実施や佐伯クリーンセンター跡地での拠点回収等を行います。

市民	○ 近所にごみ出しで困っている方がいる場合は、助け合いの精神でごみ出しを手伝います。
行政	○ 大型ごみをごみ置場へ持ち出すことが困難な世帯のごみ出しを支援します。 ○ ごみ出しを行うことが困難な高齢者や障がいがある方など方を対象とし、ふれあい収集（大型ごみ以外のごみを自宅の玄関先で収集）を行います。 ○ 施設の集約により直接搬入が不便となった佐伯・吉和地域の住民を対象として、佐伯クリーンセンター跡地で拠点回収を実施します。 ○ ごみ置場周辺の環境美化のため、ごみ散乱防止ネット等の購入費用の補助を実施します。 ○ 狭あいな道のごみ収集について、家庭系ごみ収集運搬委託業者と対応を協議します。

施策 19 ごみ収集運搬業の許可

『適正な収集運搬と収集運搬の効率化』を目的として、収集運搬許可業者に対して定期的に許可更新検査、作業計画書及び標準車両運行計画書の提出を求めます。

行政	○ 収集運搬許可業者に対し、定期的に許可更新検査を行います。（2年に1回実施）。 ○ 収集運搬許可業者に対し、定期的に作業計画書及び標準車両運行計画書の提出を求めます。（2年に1回実施）。
-----------	---

基本施策 2 中間処理

施策 20 旧焼却施設の解体と跡地の有効利用

『旧焼却施設の跡地の有効利用』を目的として、旧焼却施設の跡地の利用方法の検討を行うとともに、方針の決定を踏まえ、当該施設の解体・撤去工事を行います。

行政	○ 跡地利用に関して利用方法を検討し、方針を決定します。 ○ 跡地の利用方法の検討結果を踏まえ、解体・撤去工事を行います。
-----------	--

施策 21 はつかいちエネルギーグリーンセンターの利便性向上

『はつかいちエネルギーグリーンセンターの利便性向上』を目的として、受入品目の拡大や受入時間の延長、キャッシュレス決済の導入等について検討します。

行政	○ はつかいちエネルギーグリーンセンターでの受入品目の拡大や受入時間の延長等、施設の利便性の向上に向けた検討を行います。 ○ はつかいちエネルギーグリーンセンターでのキャッシュレス決済の導入に向けた検討を行います。
----	---

施策 22 はつかいちリサイクルプラザの設備更新等の検討

はつかいちリサイクルプラザは、平成 13 年に供用を開始し、老朽化が進んでいるため、今後補修や設備更新等が必要となっています。また、プラスチックごみの資源循環を目的とした施策『プラスチックの資源循環』でも示したように、今後は容器包装プラスチックの収集品目の拡大や製品プラスチックの資源化に向けた取組に対応した施設のあり方を検討します。

行政	○ はつかいちリサイクルプラザについて、資源化の方法などを踏まえ、設備の改修や施設の更新など、今後のあり方を検討します。
----	--

基本施策 3 最終処分

施策 23 最終処分場の延命化と維持管理

『最終処分場の延命化と維持管理』を目的として、他の施策で示すごみの排出抑制や資源化の取組を実施し、最終処分量を削減します。

行政	○ ごみの排出抑制や資源化に取り組み、最終処分場の延命化を図ります。
----	--

基本施策 4 その他

施策 24 災害廃棄物対策

近年、全国各地で多発している大雨による災害も想定するとともに、発災時の具体的な事務マニュアルの整備や仮置場候補地の選定等、実効性を確保した計画とするため、現行計画を改訂します。

行政	○ 平成 28 年 3 月に策定した「廿日市市災害廃棄物処理計画」を改訂します。
----	--

施策 25 不法投棄、野外焼却対策

『不法投棄の防止』を目的として、不法投棄箇所の巡回や監視カメラの設置費用の補助、不法投棄防止看板の配布等を行います。また、『野外焼却の防止』を目的として、チラシの回覧やポスター提示、広報、ホームページ等で注意喚起を行います。

市民	○ ごみは決められたルールに従って決められたごみ置場に出し、ポイ捨ては行いません。 ○ 不法投棄を発見した場合は、市や警察に通報します。
事業者	○ 事業系マニュアルをよく見てごみを正しく分けて排出し、ポイ捨ては行いません。 ○ 不法投棄を発見した場合は、市や警察に通報します。
行政	○ 県及び警察と合同で不法投棄箇所を巡回します。 ○ 監視カメラ設置の要望が挙がった地域に対して、監視カメラの設置費用の補助や不法投棄防止看板を配布します。 ○ 定期的に不法投棄調査パトロールを実施します。 ○ チラシの回覧やポスター掲示、広報、ホームページなどで注意喚起を実施します。 ○ 市民からの通報を受けて現場確認や行為者へ注意・指導を行います。 ○ 事業者による悪質な野外焼却への対応については、広島県及び警察と連携して取り組みます。

施策 26 在宅医療廃棄物対策

『在宅医療廃棄物の適正処理の推進』を目的として、在宅医療廃棄物の適正処理に係る情報の発信等を行います。

市民	○ 安全上、特に問題となる注射針など鋭利なものや感染性のある在宅医療廃棄物は、原則として医療機関や販売業者等を通じて専門業者に引き渡します。
事業者	○ 医療機関や薬局等、関係する事業者は、医療処置を行う市民が、安全かつ適正な廃棄物の排出を行えるよう、必要な情報提供及び指導を行います。
行政	○ 在宅医療廃棄物の適正処理に関するパンフレットを作成し、出前講座や啓発講座の開催時に配布します。

施策 27 資源ごみ持ち去り対策

『資源ごみ持ち去り防止』を目的として、資源ごみ持ち去り禁止看板の配布等を行います。

市民	○ 資源ごみは地区ごとに決められた収集時間の直前に出し、早く出しすぎないようにします。 ○ 資源ごみは子ども会や自治会、コミュニティ活動の資源回収に出します。
行政	○ 希望する町内会等に対して、資源ごみ持ち去り禁止看板を配布します。 ○ 資源ごみの持ち去りが疑われる場合は、警察等と連携し、対応します。

施策 28 危険ごみの分別、排出方法の周知及び安全な処理

近年、一般廃棄物処理施設において火災が頻発しており、その要因の一つとしてモバイルバッテリー等の搬入不適物の混入が挙げられています。こうした状況を踏まえ、『施設の安定稼働』及び『危険ごみの安全な処理』を目的として、モバイルバッテリーやカセットボンベ、スプレー缶等、発火の危険性のあるごみの適正な分別、排出方法の周知等を行い、安全な処理方法を検討します。

市民	○ ごみ分別早見表等を確認し、モバイルバッテリー、カセットボンベやスプレー缶など発火の危険性がある危険なごみは適正に分別して排出します。
事業者	○ モバイルバッテリー、カセットボンベやスプレー缶など発火の危険性がある危険なごみは適正に分別して、産業廃棄物として適正に処理します。
行政	○ モバイルバッテリーやカセットボンベ、スプレー缶など発火の危険性のある危険なごみの適正な分別、排出方法を周知します。 ○ 危険なごみの安全な処理方法を検討します。

第7節 その他

1 収集運搬計画

収集運搬は、今後も現状の収集方式等を継続しますが、施策15『プラスチックの資源循環』(P49)でも示したとおり、容器包装プラスチックの収集品目の拡大や製品プラスチックの資源化に対応した収集運搬体制を検討します。

2 中間処理計画

中間処理は、今後も現状の処理体制を継続します。

はつかいちエネルギークリーンセンターの利便性向上等に関して検討を進め、さらなる住民サービスの向上に努めます。

はつかいちリサイクルプラザは、施設の老朽化が進行しているため、施設を適正に維持するための補修費や設備更新等が増加する懸念があります。また、今後は容器包装プラスチックの収集品目の拡大や製品プラスチックの資源化も踏まえた施設のあり方を検討します。

3 最終処分計画

最終処分は、今後も現状の処分体制を継続します。

各種施策を実施することで最終処分量の低減を図り、最終処分場の延命化に努めます。

第5章 生活排水処理の現状と課題

第1節 生活排水処理の現状

1 生活排水の処理体系

令和 3 年度における本市の生活排水処理体系は、以下に示すとおりです。

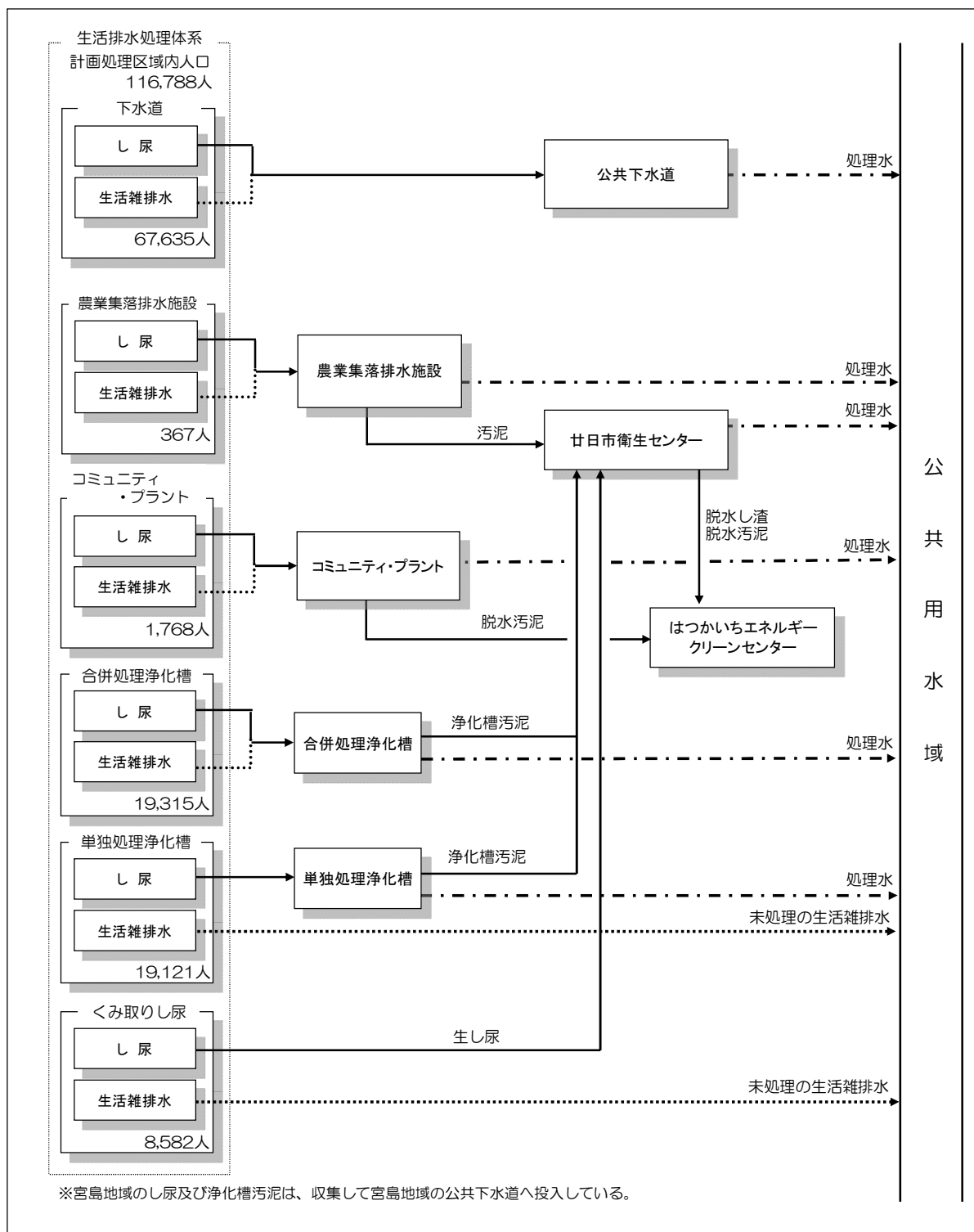


図 5-1 生活排水処理体系（令和 3 年度）

2 生活排水処理形態別人口

本市の生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率は、以下に示すとおりです。

令和3年度において、計画処理区域内人口（行政人口）116,788人に対して、下水道人口が67,635人（57.9%）、合併処理浄化槽人口が19,315人（16.5%）などとなっています。

また、生活排水処理率は76.3%となっており、前計画で掲げた目標値（令和4年度：72.8%）を達成しています。

表 5-1 生活排水処理形態別人口

項目	年度	実 績				
		H29	H30	R1	R2	R3
1. 計画処理区域内人口		117,523	117,435	117,098	117,045	116,788
2. 水洗化・生活雑排水処理人口		86,382	87,700	88,010	88,865	89,085
①コミュニティ・プラント		3,139	3,124	1,869	1,786	1,768
②合併処理浄化槽		25,698	23,913	23,520	23,050	19,315
③下水道		57,154	60,272	62,251	63,662	67,635
④農業集落排水施設		391	391	370	367	367
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）		21,897	20,634	20,228	19,447	19,121
4. 非水洗化人口		9,244	9,101	8,860	8,733	8,582
①くみ取りし尿人口		9,244	9,101	8,860	8,733	8,582
②自家処理人口		0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口		0	0	0	0	0

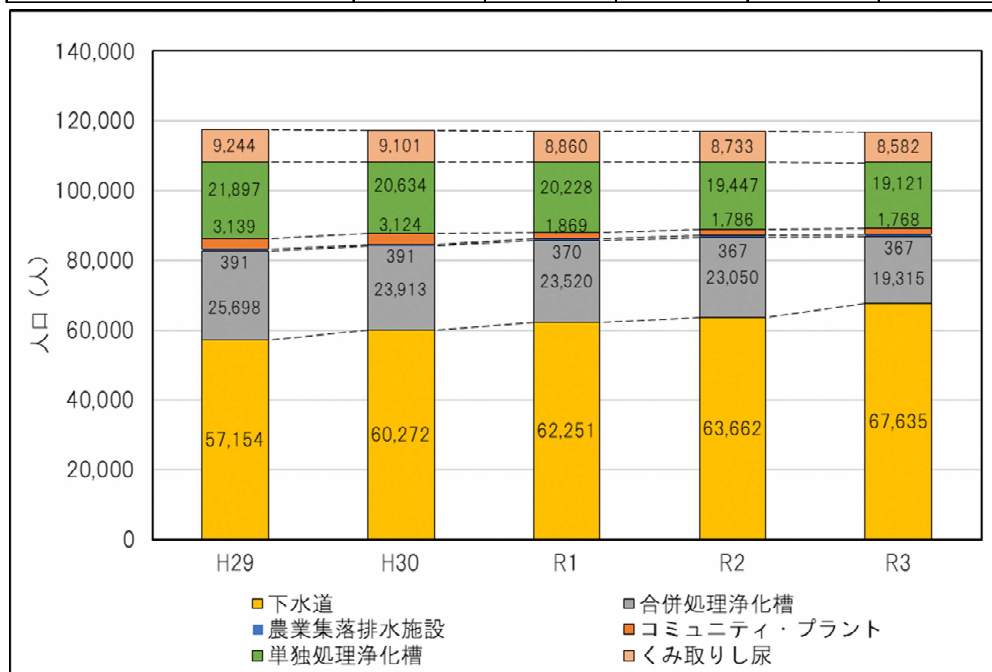


図 5-2 生活排水処理形態別人口の推移

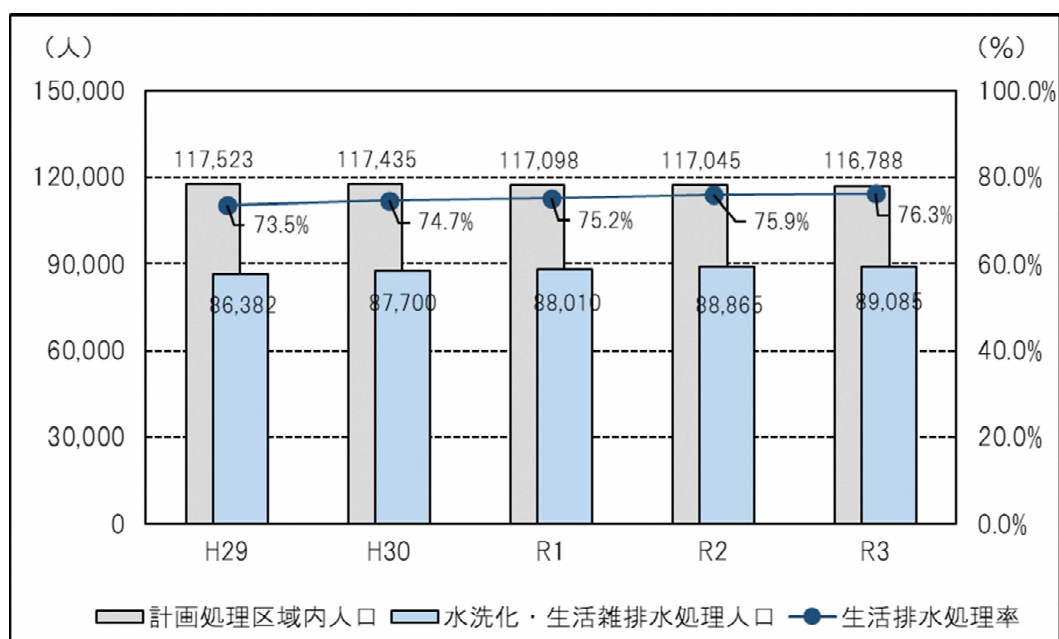


図 5-3 生活排水処理率の推移

※生活排水処理率

生活排水（し尿・生活雑排水）が全て処理されている人口である生活排水処理人口（下水道人口、農業集落排水施設人口、合併処理浄化槽人口、コミュニティ・プラント人口）の計画処理区域内人口に対する割合。

「生活排水処理人口（人）÷計画処理区域内人口（人）×100（％）」
で求めます。

3 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は、以下に示すとおりです。

集合処理施設としては、公共下水道、農業集落排水施設及びコミュニティ・プラントを整備し、生活排水の処理を行っています。

個別処理施設としては、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽があり、浄化槽の設置者である個人等が処理主体となっています。

し尿、浄化槽汚泥（以下、「し尿・汚泥」といいます。）は収集し、本市のし尿処理施設である「甘日市衛生センター」に搬入し、処理を行っています。

表 5-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	市
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	市
コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	くみ取りし尿、浄化槽汚泥 農集排汚泥、コミプラ汚泥	市

第2節 し尿・汚泥処理等の状況

1 し尿・汚泥の収集・運搬状況

(1) 収集対象

本市全域のし尿・汚泥を対象として収集し、し尿処理施設である廿日市衛生センターで処理しています。なお、宮島地域のし尿・汚泥のみ、宮島地域の下水道処理施設に投入して処理を行っています。

(2) 収集・運搬の状況

ア 搬入量

し尿・汚泥の搬入量（宮島地域を除く）については、し尿は年々減少しているものの、浄化槽汚泥の搬入量がほとんど減少していないため、廿日市衛生センターの稼働率は90%以上と、まだ高い状況が続いています。

なお、浄化槽汚泥の混入率は令和3年度で84.3%となっています。

表 5-3 し尿・汚泥の搬入量実績

年度 \ 項目	搬入量				1日当たり搬入量 (365日平均)	
	し尿 kL/年	浄化槽汚泥		合計 kL/年	搬入量 kL/日	稼働率 %
		搬入量 kL/年	混入率 %			
H29	6,053	28,849	82.7	34,902	95.6	95.6
H30	5,729	29,149	83.6	34,878	95.6	95.6
R1	5,511	29,578	84.3	35,089	96.1	96.1
R2	5,286	28,285	84.3	33,571	92.0	92.0
R3	5,234	28,026	84.3	33,261	91.1	91.1

※各搬入量は組合構成市町村の搬入量実績の合計を示します。

※浄化槽汚泥搬入量には農集排汚泥を含みます。

※浄化槽汚泥の混入率はし尿及び浄化槽汚泥の搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。

※稼働率は廿日市衛生センターの施設規模（100kL/日）に対する比率を示します。

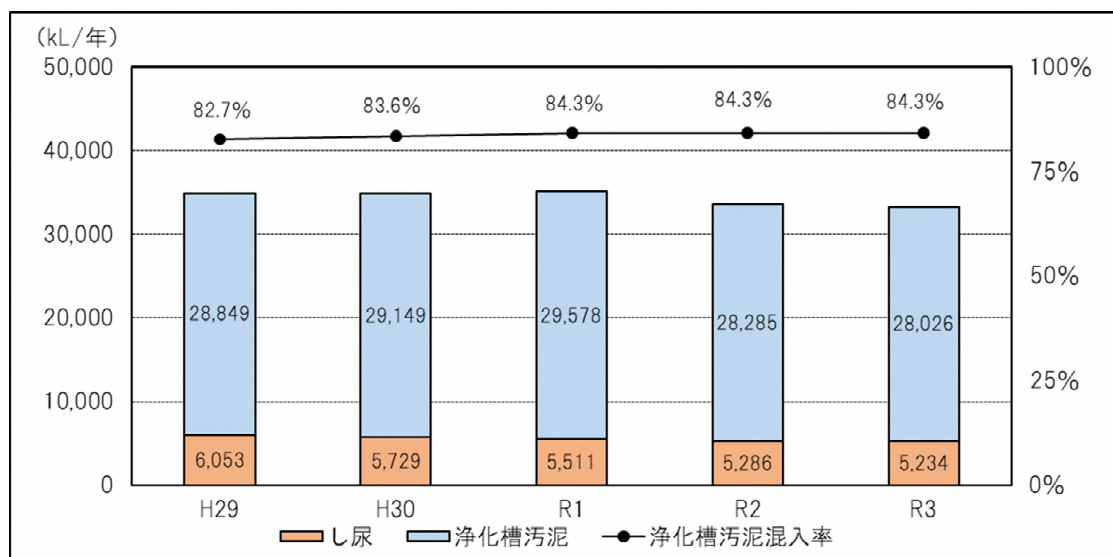


図 5-4 し尿・汚泥の搬入量実績

イ 収集・運搬の実施主体

し尿・汚泥は、委託業者 4 社、許可業者 10 社（4 社は委託業者を兼任）が収集・運搬を行っています。

ウ 収集・運搬機材

し尿・汚泥は、バキューム車により収集・運搬を行っています。

エ 収集方法

し尿・汚泥の収集については、委託または許可業者への申し込みにより収集されています。

オ 収集料金

廿日市地域及び宮島地域のし尿のくみ取りは委託方式となっており、料金については以下に示すとおりです。なお、大野地域、佐伯地域及び吉和地域については、許可方式による収集のため、許可業者により料金が設定されています。

表 5-4 し尿のくみ取り料金

		廿日市地域	宮島地域
収集方式		委託方式	委託方式
料金体系	人頭制	なし	なし
	従量制 (18L換算)	家庭、事務所:350円 仮設便所 :450円	下水区域外:297円 (165円/10L) 区域内・仮設等:396円 (220円/10L)

2 し尿処理の状況

(1) し尿処理施設の概要

し尿・汚泥は、し尿処理施設である廿日市衛生センターで処理しています。なお、宮島地域のし尿・汚泥のみ、宮島地域の下水道処理施設に投入して処理を行っています。

①し尿処理施設

項目	内容
施設名称	廿日市衛生センター
所在地	広島県廿日市市木材港南 12 番 8 号
供用開始	平成 13 年
水処理	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
汚泥処理	脱水後、隣接するはつかいちエネルギーセンターへ搬入して焼却処理
施設規模	100 kL/日

(2) し尿・汚泥処理経費

本市のし尿・汚泥処理経費（建設費等を除く）を以下に示します。

令和元年度から、はつかいちエネルギーセンターで発電した電気を廿日市衛生センターで使用を開始したため、電気代等の削減に伴い、処理経費が減少しています。

過去5年間の平均は約1億8千万円であり、し尿・汚泥1kL当たりの処理単価は約5,200円となっています。

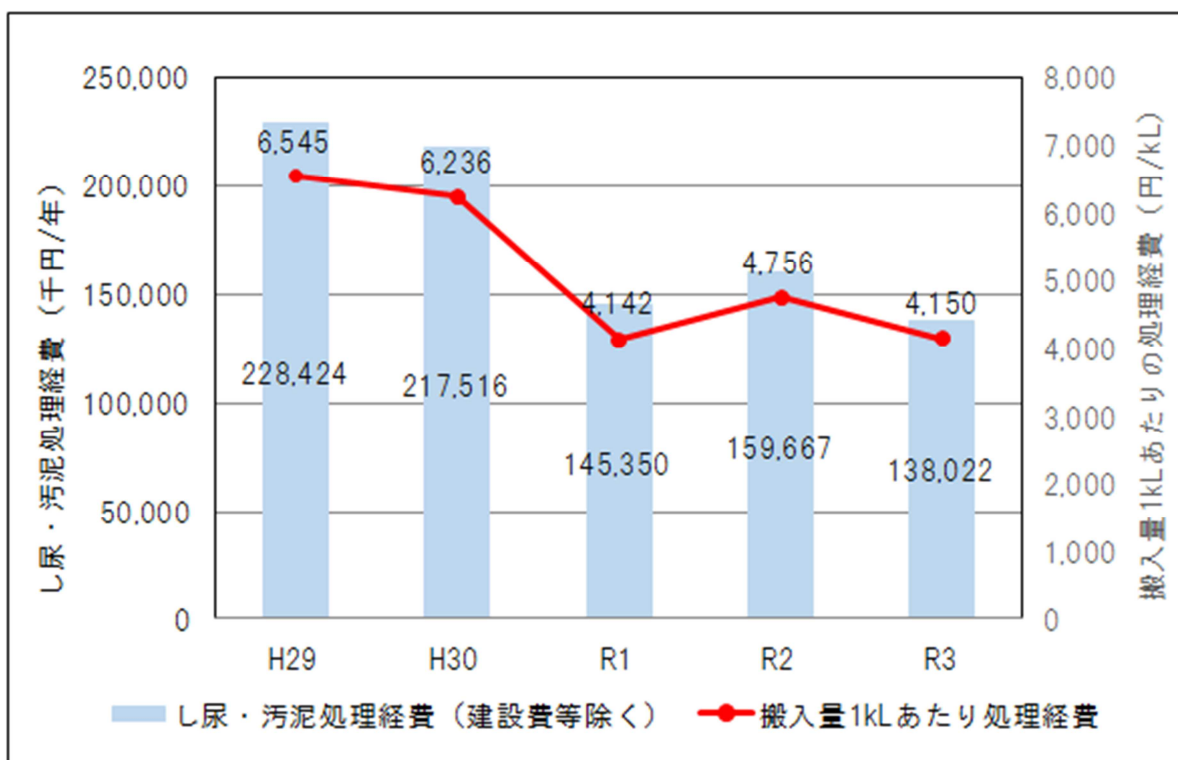


図 5-5 し尿・汚泥処理経費実績

3 生活排水処理施設の状況

(1) 公共下水道

本市の公共下水道事業計画概要は、以下に示すとおりです。

廿日市市公共下水道事業として廿日市処理区、大野処理区、宮島処理区、廿日市市特定環境保存公共下水道として佐伯処理区及び吉和处理区が整備されています。

表 5-5 公共下水道事業計画の概要

事業名	項目	処理区名	供用開始年度	目標年度	事業計画区域面積 (ha)	計画人口 (人)	計画日最大汚水量 (m ³ /日)
廿日市市公共下水道		廿日市処理区	H6	R10	1,361.1	76,260	35,300
		大野処理区	H3	R10	503.9	16,690	7,400
		宮島処理区	S57	R9	60.0	1,610	3,050
廿日市市特定環境保全公共下水道		佐伯処理区	H15	R10	236.9	4,100	2,130
		吉和处理区	H13	H17	75.0	840	590

(2) 農業集落排水施設

本市の農業集落排水事業計画概要は、以下に示すとおりです。

農業集落排水施設については、佐伯地域の浅原処理区の1地区で整備されています。

表 5-6 農業集落排水事業計画の概要

処理区名	供用開始年度	事業計画区域面積 (ha)	計画人口 (人)	計画日最大汚水量 (m ³ /日)
浅原処理区	H17	16.9	930	307

(3) 浄化槽

本市の浄化槽人口実績は、以下に示すとおりです。

浄化槽人口のうち 49.7%が単独処理浄化槽、50.3%が合併処理浄化槽を利用しています。

表 5-7 浄化槽人口実績（令和3年度）

地域	項目	浄化槽人口 (人)		
		単独処理	合併処理	合計
廿日市		10,576 (46.3%)	12,286 (53.7%)	22,862
佐伯		2,710 (45.1%)	3,301 (54.9%)	6,011
吉和		17 (29.8%)	40 (70.2%)	57
大野		5,808 (61.2%)	3,678 (38.8%)	9,486
宮島		10 (50.0%)	10 (50.0%)	20
廿日市市	合計	19,121 (49.7%)	19,315 (50.3%)	38,436

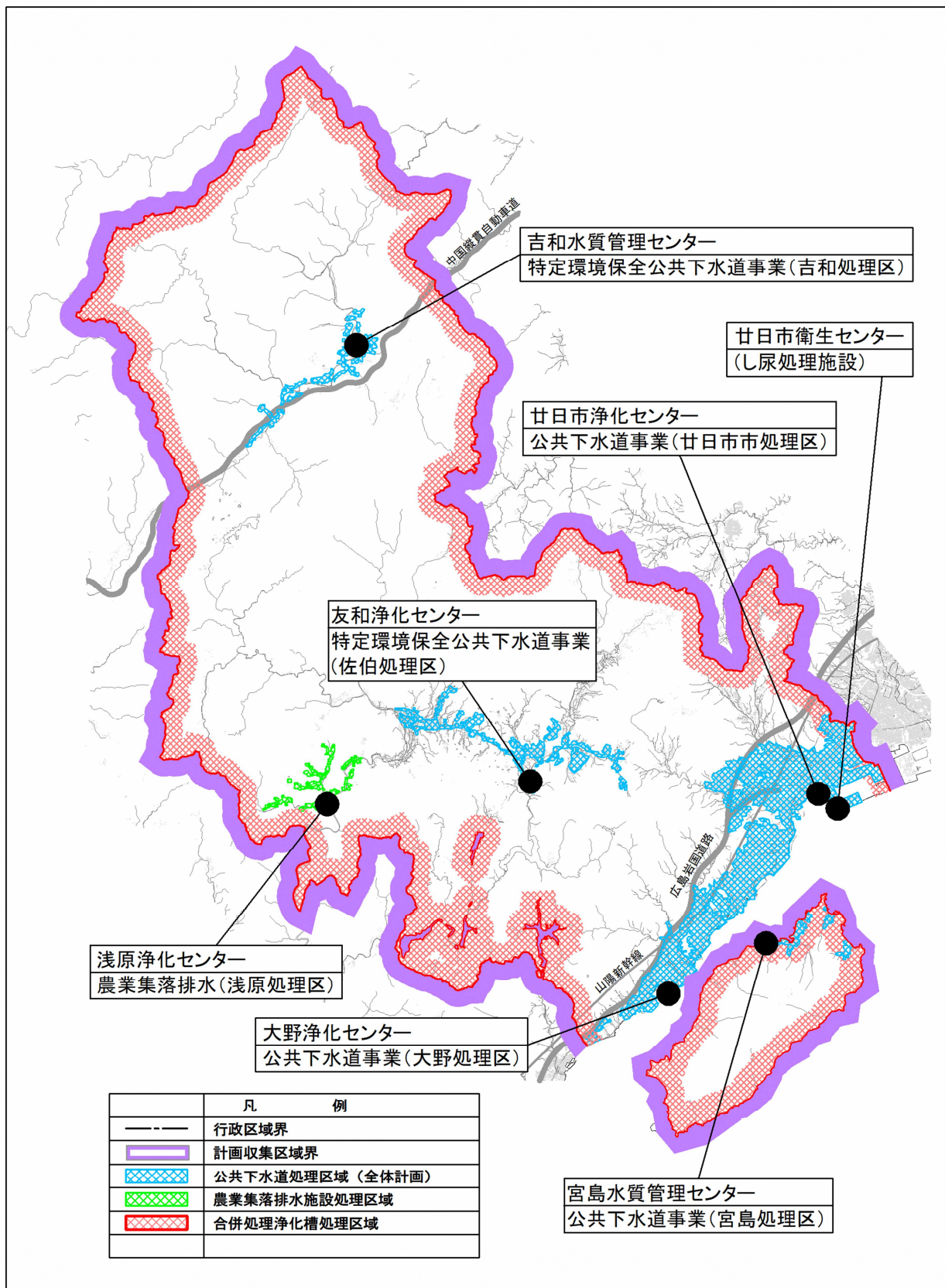


図 5-6 生活排水処理施設の位置及び処理区域

4 前計画の達成状況

(1) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の令和3年度の実績と前計画の目標年度である令和4年度の推計値を比較すると、合併処理浄化槽人口が推計値と比較してそれほど減少しておらず、下水道人口の増加が推計値より小さくなっています。

この理由としては、管路の整備が完了した下水道処理区域において、下水道へ接続していない合併処理浄化槽設置世帯が想定より多いことが一つの要因として推察されます。

表 5-8 生活排水処理形態別人口の前計画推計値との比較

項目 \ 年度	計画時実績	最新実績	前計画 推計値
	平成23年度	令和3年度	令和4年度
1. 計画処理区域内人口	118,000	116,788	116,945
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	72,508	89,085	85,109
①コミュニティ・プラント	2,309	1,768	0
②合併処理浄化槽	26,911	19,315	10,932
③下水道	42,821	67,635	73,680
④農業集落排水施設	467	367	497
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	35,478	19,121	24,678
4. 非水洗化人口	10,014	8,582	7,158
①くみ取りし尿人口	10,014	8,582	7,158
②自家処理人口	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0

(2) 生活排水処理率

生活排水処理率については、前計画の令和4年度の目標値72.8%と比較して、令和3年度実績で76.3%となっており、前計画で掲げた目標値を達成しています。

表 5-9 生活排水処理率の前計画目標値との比較

項目 \ 年度	計画時実績	最新実績	前計画 目標値
	平成23年度	令和3年度	令和4年度
計画処理区域内人口	118,000	116,788	116,945
水洗化・生活雑排水処理人口	72,508	89,085	85,109
生活排水処理率	61.4%	76.3%	72.8%

(3) し尿・汚泥搬入量

し尿・汚泥の搬入量（宮島地域を除く）については、し尿は年々減少しているものの、合併処理浄化槽人口があまり減少していないため、浄化槽汚泥の搬入量がそれほど減少していません。搬入量全体としては、前計画の令和4年度推計値 27,423kL/日（稼働率 75.1%）に対し、令和3年度実績値で 33,261kL/日（稼働率 91.1%）となっており、搬入量は微減傾向ではありますが、廿日市衛生センターの稼働率は高い状況が継続しています。

表 5-10 し尿・汚泥搬入量の前計画推計値との比較

項目 年度	搬入量				1日当たり搬入量 (365日平均)	
	し尿 kL/年	浄化槽汚泥		合計 kL/年	搬入量 kL/日	稼働率 %
		搬入量 kL/年	混入率 %			
計画時実績	7,636	29,643	79.5	37,279	102.1	102.1
平成23年度						
最新実績	5,234	28,026	84.3	33,261	91.1	91.1
令和3年度						
前計画 推計値	5,462	21,961	80.1	27,423	75.1	75.1
令和4年度						

※浄化槽汚泥搬入量には農集排汚泥を含む。

※浄化槽汚泥の混入率はし尿及び浄化槽汚泥の搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示す。

※稼働率は廿日市衛生センターの施設規模（100kL/日）に対する比率を示す。

(4) し尿・汚泥排出量原単位

し尿・汚泥の排出量原単位（宮島地域を除く）については、前計画との大きな乖離は見られません。

表 5-11 排出量原単位の前計画推計値との比較

し尿排出量原単位

年度	し尿収集量 (kL/年)	くみ取り し尿人口 (人)	原単位 (L/人・日)
R1	5,511	8,860	1.70
R2	5,286	8,733	1.66
R3	5,234	8,582	1.67
	平均値		1.68
	令和4年度（前計画推計値）		2.09

浄化槽汚泥排出量原単位

年度	浄化槽汚泥 (kL/年)	浄化槽人口 (人)	原単位 (L/人・日)
R1	29,578	45,987	1.76
R2	28,285	44,650	1.74
R3	28,026	40,571	1.89
	平均値		1.80
	令和4年度（前計画推計値）		1.89

第3節 生活排水処理に係る課題

1 生活排水処理

(1) 公共下水道

公共下水道は、5つの処理区で整備されています。

廿日市処理区、大野処理区及び佐伯処理区については、まだ未整備区域があるため、引き続き事業区域内の整備を進めていくとともに、整備済みの区域においては、接続率の向上に努めていく必要があります。

宮島処理区及び吉和処理区では、既に事業区域の整備が完了していますが、未接続の世帯について、下水道への接続を促していく必要があります。

(2) 農業集落排水施設

農業集落排水施設は浅原処理区で整備されており、整備拡張の予定はありません。今後は施設の適正な維持管理に努めていくとともに、接続率を向上させていく必要があります。

(3) 浄化槽

本市における令和3年度の浄化槽人口は38,436人であり、合併処理浄化槽人口は50.3%にあたる19,315人となっています。

浄化槽人口の残りの約半数は生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽人口であるため、生活雑排水の処理を推進する観点から、公共下水道への接続及び合併処理浄化槽への転換を進めていく必要があります。

くみ取りし尿人口についても、早期の水洗化を促すため、合併処理浄化槽設置整備補助事業等について周知し、活用してもらうように啓発する必要があります。

また、整備済みの浄化槽においても、十分な維持管理が実施されていない場合は処理能力の低下により、処理が不十分な排水が公共用水域に排出され、水質汚濁を引き起こすことが懸念されるため、浄化槽管理者に対して維持管理（法定検査、保守点検、清掃の実施等）を適切に行うように啓発する必要があります。

(4) 生活雑排水処理

市内を流れる河川や用水路等の生活環境における公共用水域の水質悪化の主な要因として、一般家庭での炊事、洗濯及び入浴等により排出される生活雑排水が挙げられます。

単独処理浄化槽設置世帯及びくみ取りし尿世帯については、発生する生活雑排水の全量が未処理のまま公共用水域に排出されているため、水環境への影響が大きくなります。

令和3年度において計画処理区域内人口116,788人に対し、生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽、くみ取りし尿）が27,703人と、全体のおよそ23.7%を占めていることから、今後も合併処理浄化槽の設置や、公共下水道への接続を促進していく必要があります。

2 し尿・汚泥の処理

(1) し尿処理施設について

し尿・汚泥については、廿日市衛生センターに搬入して処理を行っています。

廿日市衛生センターは平成 13 年度の稼働開始から 20 年以上が経過しており、現時点で処理に支障等は生じていませんが、今後も適切な維持管理計画を立てて処理を継続していく必要があります。

また、今後、し尿・汚泥については、処理量の減少が予測されるますが、適正な処理は継続していく必要があるため、施設集約化によるコスト低減、消費電力量の削減による二酸化炭素の排出抑制を目指し、下水道処理施設の利活用を検討する必要があります。

(2) 災害発生時のし尿処理について

震災等の大規模災害により住宅等が被災した際には、避難場所に多数の仮設トイレの設置が必要になるとともに、発生するし尿を衛生的に収集・処理することが必要となります。

このため、被災時における収集運搬体制の構築や廿日市衛生センターが被災した場合の早期復旧対策等について、事前に検討・準備しておく必要があります。

第4節 生活排水処理の将来予測

1 生活排水処理形態別人口

本市の生活排水処理形態別人口の予測結果を以下に示します。なお、推計には本市の下水道事業計画及び合併処理浄化槽設置補助事業等を加味して予測を行っています。

表 5-12 生活排水処理形態別人口の予測結果

項目	年度	実績	推 計					
		R3	R4	R6	R8	R10	R12	R14
1. 計画処理区域内人口		116,788	116,010	114,454	113,554	113,312	113,069	112,711
2. 水洗化・生活雑排水処理人口		89,085	90,659	92,865	95,154	96,596	97,132	97,338
①コミュニティ・プラント		1,768	1,763	1,747	1,741	182	182	182
②合併処理浄化槽		19,315	18,327	16,267	14,490	13,758	13,745	13,977
③下水道		67,635	70,211	74,511	78,599	82,346	82,909	82,897
④農業集落排水施設		367	358	340	324	310	296	282
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)		19,121	17,415	14,744	12,531	11,327	10,750	10,351
4. 非水洗化人口		8,582	7,936	6,845	5,869	5,389	5,187	5,022
①くみ取りし尿人口		8,582	7,936	6,845	5,869	5,389	5,187	5,022
②自家処理人口		0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口		0	0	0	0	0	0	0

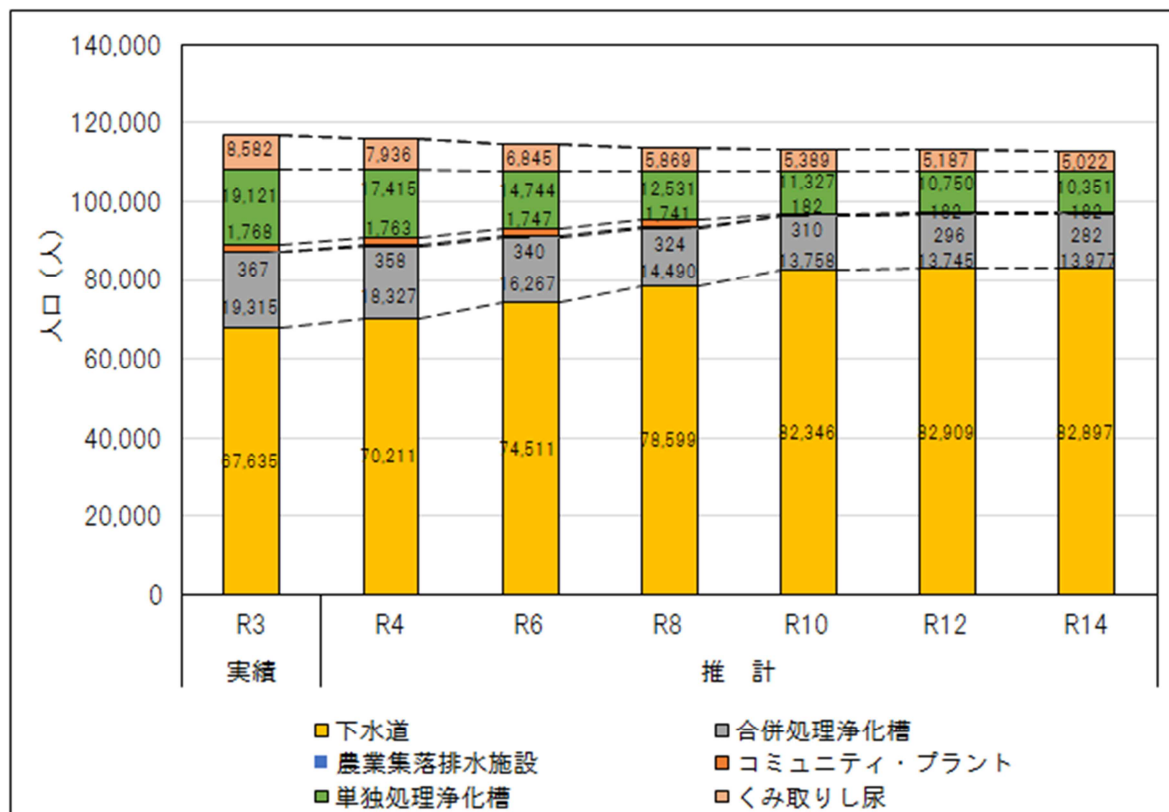


図 5-7 生活排水処理形態別人口の予測結果

2 し尿・汚泥の処理量

本市のし尿・汚泥の処理量の予測結果を以下に示します。

し尿・汚泥の処理量は行政人口の減少及び下水道接続率の向上等により、年々減少傾向となることが予測されます。

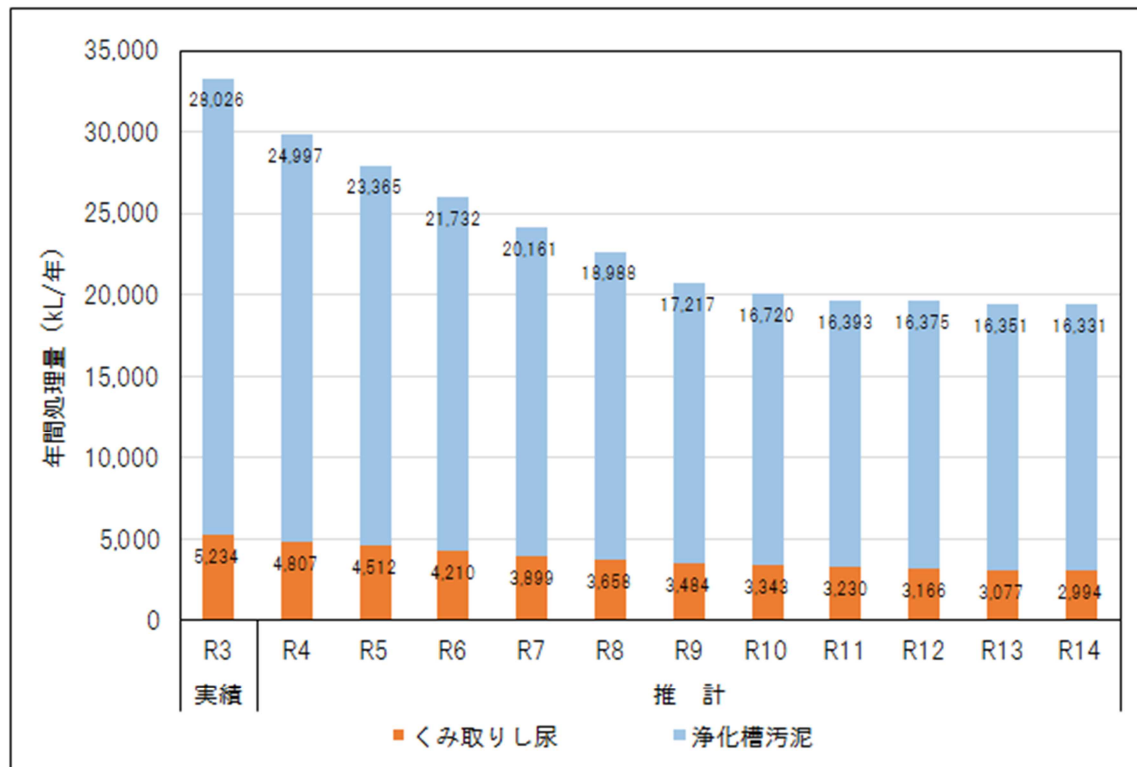


図 5-8 し尿・汚泥の処理量の予測結果

第5節 基本方針

生活処理基本計画の策定にあたっては、以下の2つの基本方針により、生活排水処理の施策を進めていくものとします。

【基本方針1】

生活排水処理率の向上による水環境の保全

単独処理浄化槽やくみ取りトイレは、「生活雑排水」を未処理のまま公共用水域に放流しており、水質汚濁の主な原因となっています。

下水道への早期接続や合併処理浄化槽への転換を支援し、生活排水処理率を向上させるとともに、合併処理浄化槽の適正な管理について普及啓発に取り組み、水環境を保全します。

【基本方針2】

し尿・汚泥の適正処理の継続

今後も引き続き、適正な収集運搬を行い、老朽化している施設の対応を検討し、適正処理を継続します。

老朽化している施設の対応に当たっては、施設集約化によるコスト低減、消費電力量の削減による温室効果ガスの排出抑制を目指し、下水道処理施設の利活用を検討します。

また、瀬戸内海の水環境の保全を目的として制定された瀬戸内海環境保全特別措置法（以下、「瀬戸法」といいます。）の一部改正に伴う栄養塩類の「きめ細かな管理」に対しても、対応を検討していきます。

第6節 生活排水処理における目標

1 処理の目標

(1) 生活排水処理率

〔目標値〕生活排水処理率:90%

本計画の目標年度における生活排水処理率の目標を以下に示します。

本市の下水道事業計画及び合併処理浄化槽設置補助事業等を加味した生活排水処理率の予測結果は、令和14年度において86.4%です。

廿日市市下水道事業経営戦略では、令和18年度で下水道計画区域内における整備率は100%を目標としており、下水道への早期接続及び合併処理浄化槽の転換を推進することで、令和14年度の生活排水処理率は90%を目指します。

将来的には、本市圏域から発生する全ての生活排水を処理施設において適正に処理することを目的として、市街地等の人口密集地については公共下水道を中心とした集合処理施設の整備を行い、その他の地域では、合併処理浄化槽の整備・転換を進めるものとします。

表 5-13 生活排水処理の目標

項 目	令和3年度	令和14年度（予測）	令和14年度（目標）
生活排水処理率	76.3%	86.4%	90%

(2) し尿・汚泥の処理

〔目標〕 し尿・汚泥処理の一元化

し尿・汚泥の処理については、施設集約化によるコスト低減、消費電力量の削減による二酸化炭素の排出抑制を目的として、将来的には本市から発生するし尿・汚泥について、下水道処理施設での受入をすることで、図に示すようなし尿・汚泥処理の一元化を目指すこととします。

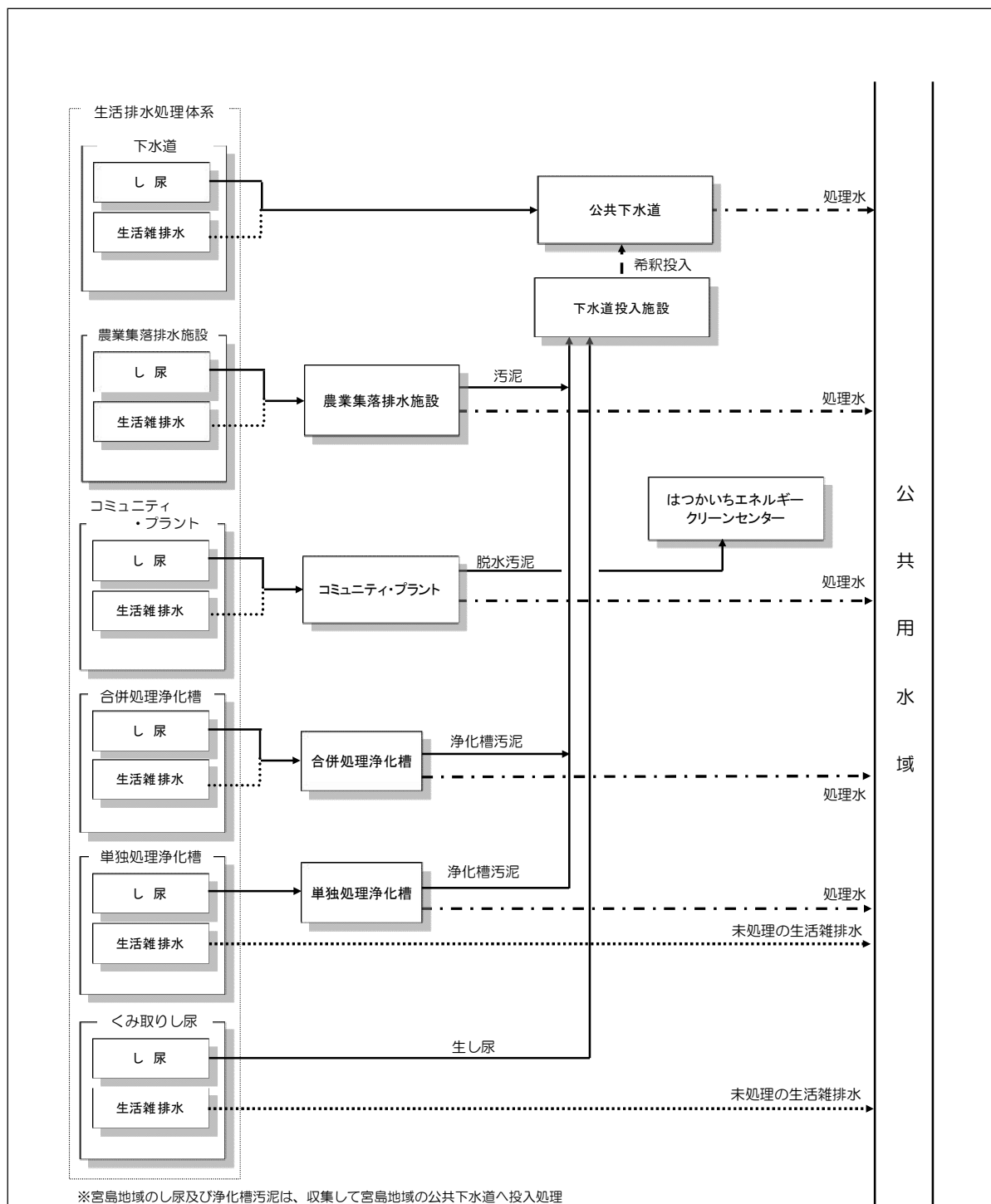


図 5-9 将来のし尿・汚泥の処理体系

2 生活排水を処理する施設及び区域等

生活排水を処理する施設及び区域等について、各施設における整備計画を以下に示します。

(1) 公共下水道

現在、5つの処理区において公共下水道が整備されており、既に供用が開始されています。

廿日市処理区、大野処理区、佐伯処理区については、まだ未整備の区域があるため、事業計画に基づいて、事業区域内の整備を進めるとともに、接続率の向上に努めます。

宮島処理区、吉和処理区については、事業計画区域の整備は完了しているため、整備区域内の接続率の向上に努めます。

(2) 農業集落排水施設

現在、1つの処理区において整備されており、整備拡張の予定はありません。今後は既存施設の適正な維持管理及び接続率の向上に努めます。

(3) 合併処理浄化槽等

公共下水道及び農業集落排水施設の処理区域外の区域においては、合併処理浄化槽の設置を促進します。また、合併処理浄化槽設置整備補助事業を継続し、合併浄化槽の普及率向上に努めます。

また、団地等の集合型の浄化槽として、コミュニティ・プラントが2地区整備されており、施設の維持管理に努めるとともに、公共下水道への接続について、検討します。

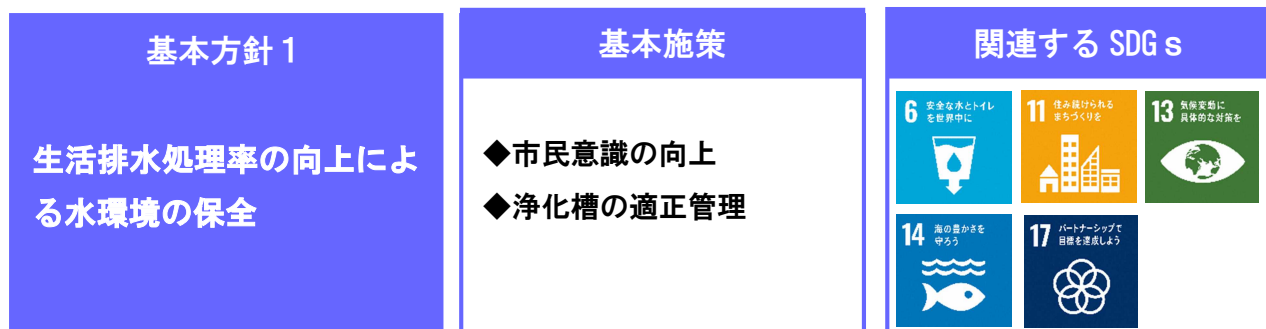
第7節 生活排水処理に係る施策

基本方針1 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを増そう 17 パートナリシップで目標を達成しよう		
生活排水処理率の向上による水環境の保全		
基本施策1『市民意識の向上』	施策1	家庭・事業所での取組推進
	施策2	水洗化の普及・啓発
基本施策2『浄化槽の適正管理』	施策3	浄化槽管理者の責務
基本方針2 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを増そう 17 パートナリシップで目標を達成しよう		
し尿・汚泥の適正処理の継続		
基本施策1『適正管理計画』	施策4	浄化槽清掃業者への指導
基本施策2『収集・運搬計画』	施策5	収集・運搬体制の維持
	施策6	収集・運搬業者への指導
基本施策3『中間処理・最終処分計画』	施策7	し尿処理施設の適正管理
	施策8	【重点施策】し尿処理施設のあり方検討
基本施策4『その他の計画』	施策9	災害発生時におけるし尿の衛生処理
	施策10	諸計画との連携

重点施策 し尿処理施設のあり方検討

本市のし尿処理施設である廿日市衛生センターは、稼働開始から20年以上が経過しているため、施設の老朽化に対応した維持管理計画を立て、適正な処理を継続していく必要があります。

また、本市から発生するし尿・汚泥については、処理量の減少が予測されるため、施設集約化によるコスト低減、消費電力量の削減による二酸化炭素の排出抑制を目指し、下水道処理施設の利活用を検討します。



基本施策 1 市民意識の向上

施策 1 家庭・事業所での取組推進

市民・事業所の従業者に対して、河川や海域の水質、生活排水処理の重要性について周知し、トイレや台所、浴室から排出される生活排水に関心を持ち、各家庭や事業所、地域における水環境の保全を啓発します。

市民	○ 地域の水環境に興味を持ち、水質悪化の防止に務めます。 ○ 地域の活動に参加し、家族みんなで水環境の保全に取り組みます。 ○ 油や薬品は流しやトイレに流さず、適切に処理します。
事業者	○ 地域の水環境に興味を持ち、市民とともに水質の改善に積極的に関与します。 ○ 事業所における水環境の保全に関する情報提供を行います。
行政	○ 市民・事業者へ、生活排水処理の必要性を周知し、情報提供を行うため、定期的に広報誌及びホームページへの掲載を行います。

施策 2 水洗化の普及・啓発

水洗化の必要性や下水道への接続、合併処理浄化槽の設置に対する補助事業の活用について、市民へ周知することで、下水道への早期接続、合併処理浄化槽の設置等の水洗化を促すことを目的とします。

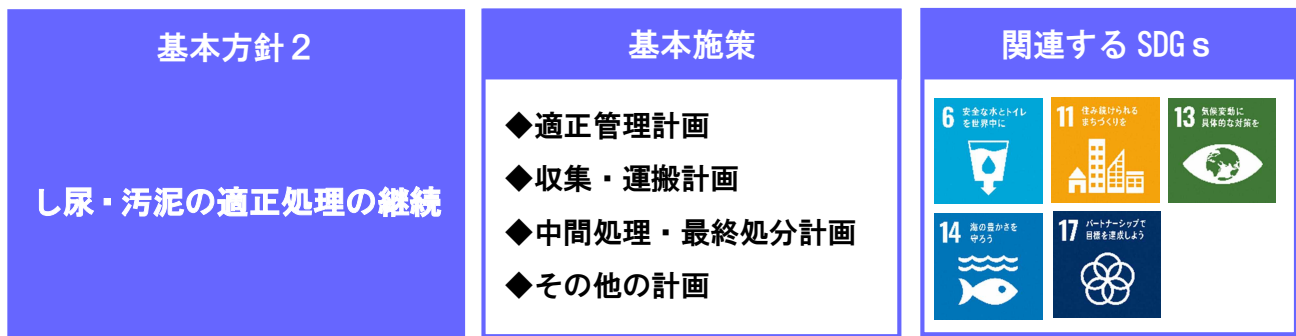
市民	○ 下水道処理区域内の世帯は、下水道の供用開始後、早期に下水道に接続します。 ○ 下水道処理区域外でくみ取りトイレの世帯、単独処理浄化槽を使っている世帯は、合併処理浄化槽に切り替えます。
行政	○ 広報誌やホームページに水洗化の必要性を掲載し、下水道接続促進補助制度や合併処理浄化槽設置整備補助事業等について、周知することで、下水道への早期接続や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。 ○ 浄化槽整備区域内のくみ取りトイレや単独処理浄化槽利用者に対して、文書により合併処理浄化槽への転換を促進します。 ○ 下水道の日には、啓発用品の配布や市民ロビーへのパネル、ポスター展示等で啓発を行います。

基本施策2 浄化槽の適正管理

施策3 浄化槽管理者の責務

各家庭及び事業所に設置されている浄化槽の管理者である市民（世帯主）及び事業者に対して、浄化槽の機能を維持するための保守点検、清掃及び法定検査の実施を徹底することで、浄化槽の処理機能を適正に維持することを目的とします。

市民	○ 浄化槽の管理の必要性について学び、定期的な保守点検、清掃及び法定検査を実施するなど、適正な管理を行います。
行政	○ 浄化槽を設置している世帯主及び事業者に対し、検査機関と連携のもと、適正な管理が確実に行われるよう指導していきます。



基本施策 1 適正管理計画

施策 4 浄化槽清掃業者への指導

浄化槽の清掃に関して法律等に基づく適正な汚泥の引き抜きを指導します。

事業者	○ 浄化槽汚泥の適正な引き抜きを行います。
行政	○ 清掃業者に対し、適正な汚泥の引き抜きが確実に行われるよう指導していきます。

基本施策 2 収集・運搬計画

施策 5 収集・運搬体制の維持

将来的に減少が見込まれるし尿・汚泥の収集・運搬について、体制の在り方について検討します。

行政	○ くみ取りトイレや浄化槽基数、し尿・汚泥の排出状況等を注視し、安定したし尿・汚泥の収集・運搬が行えるよう必要な対策を講じます。
----	--

施策 6 収集・運搬業者への指導

収集・運搬業者におけるし尿・汚泥の搬入量の変動による、し尿処理施設の処理の不安定化を抑制します。

行政	○ し尿・汚泥の排出状況を注視し、し尿処理施設での安定処理に支障をきたさないように、適切な収集・運搬が行えるように許可更新検査（2年に1回）時に収集・運搬業者を指導します。
----	--

基本施策3 中間処理・最終処分計画

施策7 し尿処理施設の適正管理

老朽化が進行している廿日市衛生センターの計画的な補修及び処理の効率化等を実施することで、処理コストの削減及び適正処理を継続します。

行政	○ 廿日市衛生センターの機能を保全するため、定期的に精密機能検査を実施し、安定したし尿・汚泥の処理を継続して行います。 ○ 処理コストの削減を目的に、効率的な処理方式について検討します。 ○ 施設保全計画等を立案し、計画的に設備を補修・更新することで、今後も適正処理を継続していきます。
----	---

施策8 し尿処理施設のあり方検討

重点施策

し尿・汚泥の処理について下水道処理施設を利活用し、処理施設の一元化を図ることで、維持管理コストの低減および二酸化炭素排出量の削減を目指します。

行政	○ 廿日市衛生センターの老朽化への対策やし尿処理のコスト低減、消費電力量の削減による二酸化炭素の排出抑制を目指し、下水道処理施設の利活用について検討します。 ○ 整備検討の際には、瀬戸法改正による水質管理についても対応を検討します。
----	--

基本施策4 その他の計画

施策9 災害発生時におけるし尿の衛生処理

災害発生時におけるし尿処理の継続及び避難場所等で発生するし尿等について、迅速かつ衛生的に処理できるよう、収集・処理体制を構築します。

行政	○ 衛生的にし尿の収集・処理が継続できるようにバキューム車を確保します。 ○ 廿日市衛生センターが被災した場合の早期復旧に努めます。 ○ 近隣市町及び関連業者の応援・協力が得られるよう、連携を図ります。 ○ 仮設トイレの不足が想定されるため、事前対策として災害時における仮設トイレ等の設置体制の整備を検討します。
----	--

施策 10 諸計画との連携

生活排水処理施設の整備事業の担当部局は施設毎に異なり、生活排水処理施設の整備を効率よく進めるためには、各事業間の連携を図ることが重要になります。

そのため、各事業の現況と今後の計画を逐次確認するとともに、必要に応じて各事業間で調整をする場を設け、整合を図るものとします。

行政

- 公共下水道事業等に変更が生じた場合は、本計画への影響等を整理・検討し、事業間の整合を図るとともに必要な計画見直しや対策を講じていくものとします。

